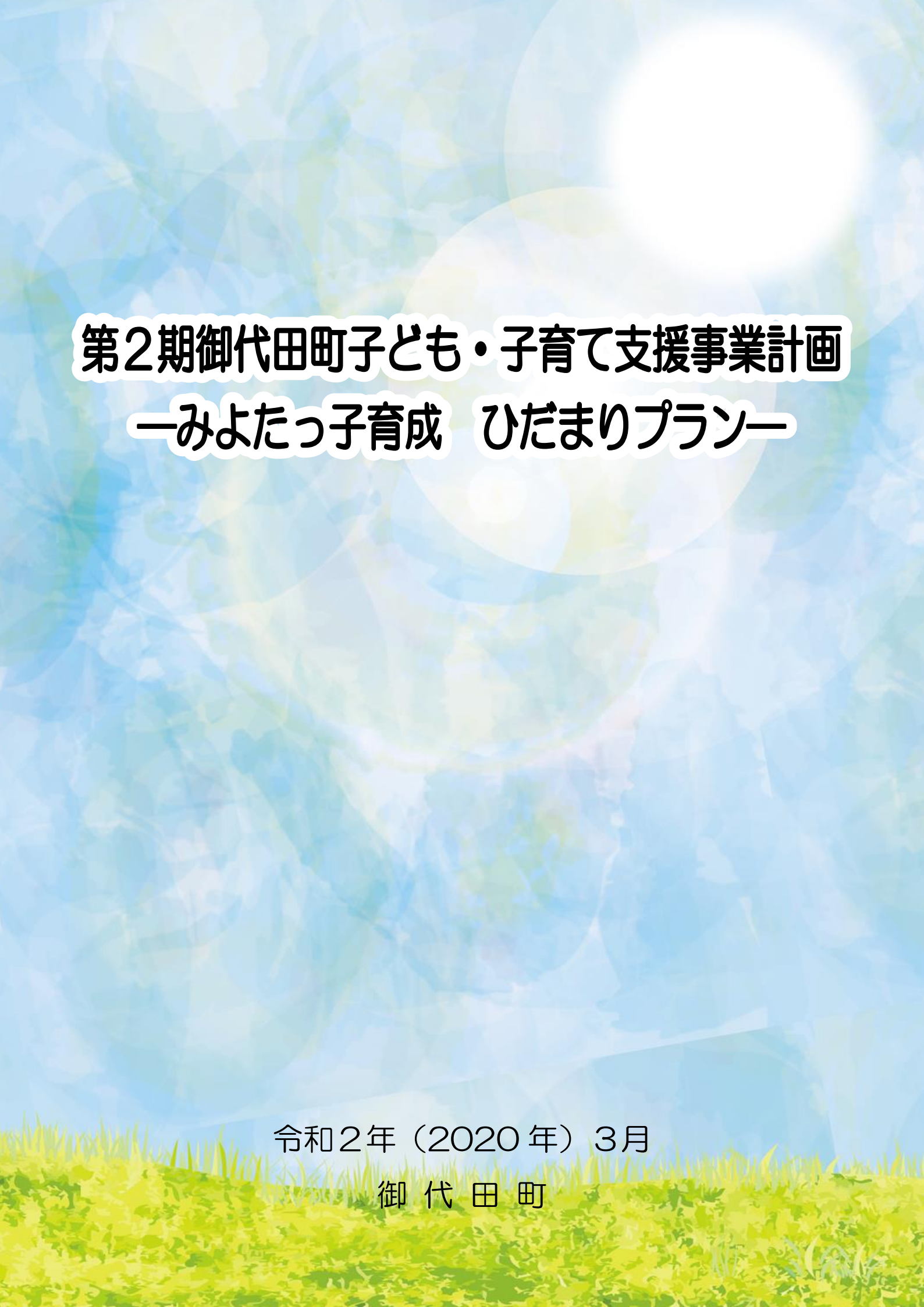




# 第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画 —みよたっ子育成 ひだまりプラン—

令和2年（2020年）3月

御 代 田 町



## はじめに

御代田町では、平成 27 年（2015 年）3 月に「御代田町子ども・子育て支援事業計画—みよたっ子育成 ひだまりプラン—」を策定し、みどり豊かな自然とかおり高い文化に恵まれた環境のなかで、住む人・働く人が増え、地域の助け合いにより、高原のひだまりに子どもたちがすくすく・のびのび育つまちを目指し、子ども・子育て支援施策を推進してまいりました。



第 1 期計画期間中には、幼稚園、小規模保育事業所の開設や、既存の保育園の定員の増加等、教育・保育事業の提供体制の整備を進めてまいりました。また、令和元年度（2019 年度）には、公設の放課後塾の対象を中学 3 年生のみから、中学生全体と小学生高学年へ拡充し、子どもたちの学力向上を図るとともに、子どもたちの放課後の居場所づくりにも取り組んでいるところです。

国では、平成 27 年（2015 年）に子ども・子育て支援新制度が施行された後、「待機児童解消加速化プラン」や「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量的拡充や質の向上等が推進されてきました。また、令和元年（2019 年）10 月からは、「子ども・子育て支援法」の改正により、幼児教育・保育の無償化が開始され、幼児教育・保育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うこととなりました。

このたび、第 1 期計画が計画期間の満了を迎えたことから、令和 2 年度（2020 年度）からの 5 か年を計画期間とする「第 2 期御代田町子ども・子育て支援事業計画—みよたっ子育成 ひだまりプラン—」を策定することとなりました。第 2 期計画では、国の動向や社会潮流等を踏まえ、「子どもがすくすく育つまち 子育てしやすいまち みよた」という基本理念のもと、県下一の教育の町、県下一の子育ての町を目指し、子ども・子育て支援施策を推進してまいります。

結びに、第 2 期計画の策定にご尽力を賜りました御代田町児童福祉施設事業運営委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様、ワークショップにご参加いただきました保護者の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 2 年（2020 年）3 月

御代田町長 小園 拓志



## 【目 次】

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 計画策定にあたって.....           | 1  |
| 1 計画策定の趣旨と背景.....            | 2  |
| 2 計画の位置づけ.....               | 3  |
| 3 計画の期間.....                 | 4  |
| 第2章 御代田町の子ども・子育てを取り巻く状況..... | 5  |
| 1 統計データの状況と将来推計.....         | 6  |
| 2 アンケート調査の状況.....            | 11 |
| 3 子育てC a f eワークショップの状況.....  | 28 |
| 第3章 計画の基本的な方向性.....          | 29 |
| 1 計画の基本理念.....               | 30 |
| 2 計画の重点施策.....               | 31 |
| 3 施策体系.....                  | 32 |
| 第4章 施策の展開.....               | 33 |
| 1 子どもへの支援.....               | 34 |
| 2 保護者への支援.....               | 45 |
| 3 子育てしやすい地域・まちづくりのための支援..... | 53 |
| 第5章 事業の量の見込みと確保方策.....       | 57 |
| 1 教育・保育提供区域の設定.....          | 58 |
| 2 乳幼児・児童数の推移・推計.....         | 58 |
| 3 教育・保育量の見込み.....            | 59 |
| 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....   | 60 |
| 第6章 計画の推進体制.....             | 65 |
| 1 計画の推進・進行管理体制.....          | 66 |
| 2 関係機関相互の連携.....             | 66 |
| 資料編.....                     | 67 |
| 1 計画の策定経過.....               | 68 |
| 2 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例..... | 69 |
| 3 御代田町児童福祉施設事業運営委員会委員名簿..... | 70 |



# 第 1 章 計画策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨と背景

わが国の少子化は急速に進行しています。近年では、女性の社会進出が進み、待機児童が慢性的に発生する等、低年齢児からの保育ニーズの高まりが顕著となっています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等、子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けており、社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成 15 年（2003 年）に「次世代育成支援対策推進法」を制定しましたが、依然として出生数の減少が続きました。そこで、平成 24 年（2012 年）8 月には「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。また、平成 28 年（2016 年）6 月に「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）が改正され、子どもが保護の対象から権利の主体へと、法の理念が大きく変わり、児童虐待の発生予防や虐待発生時の迅速かつ的確な対応が明確化されました。さらに、令和元年（2019 年）10 月には、重要な少子化対策の一つとして掲げられた、幼児教育・保育の無償化が実施されました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

御代田町（以下「当町」という。）では、平成 27 年（2015 年）3 月に「御代田町子ども・子育て支援事業計画—みよたっ子育成 ひだまりプラン—」を策定し、子ども・子育てに関するさまざまな施策の展開を図ってきました。「第 2 期御代田町子ども・子育て支援事業計画—みよたっ子育成 ひだまりプラン—」（以下「本計画」という。）は、近年の社会潮流や当町の子どもを取り巻く現状、第 1 期計画を推進する中で浮き彫りとなった新たな課題等を評価・検証し、当町の子ども・子育て環境のさらなる充実を図ることを目的に策定します。

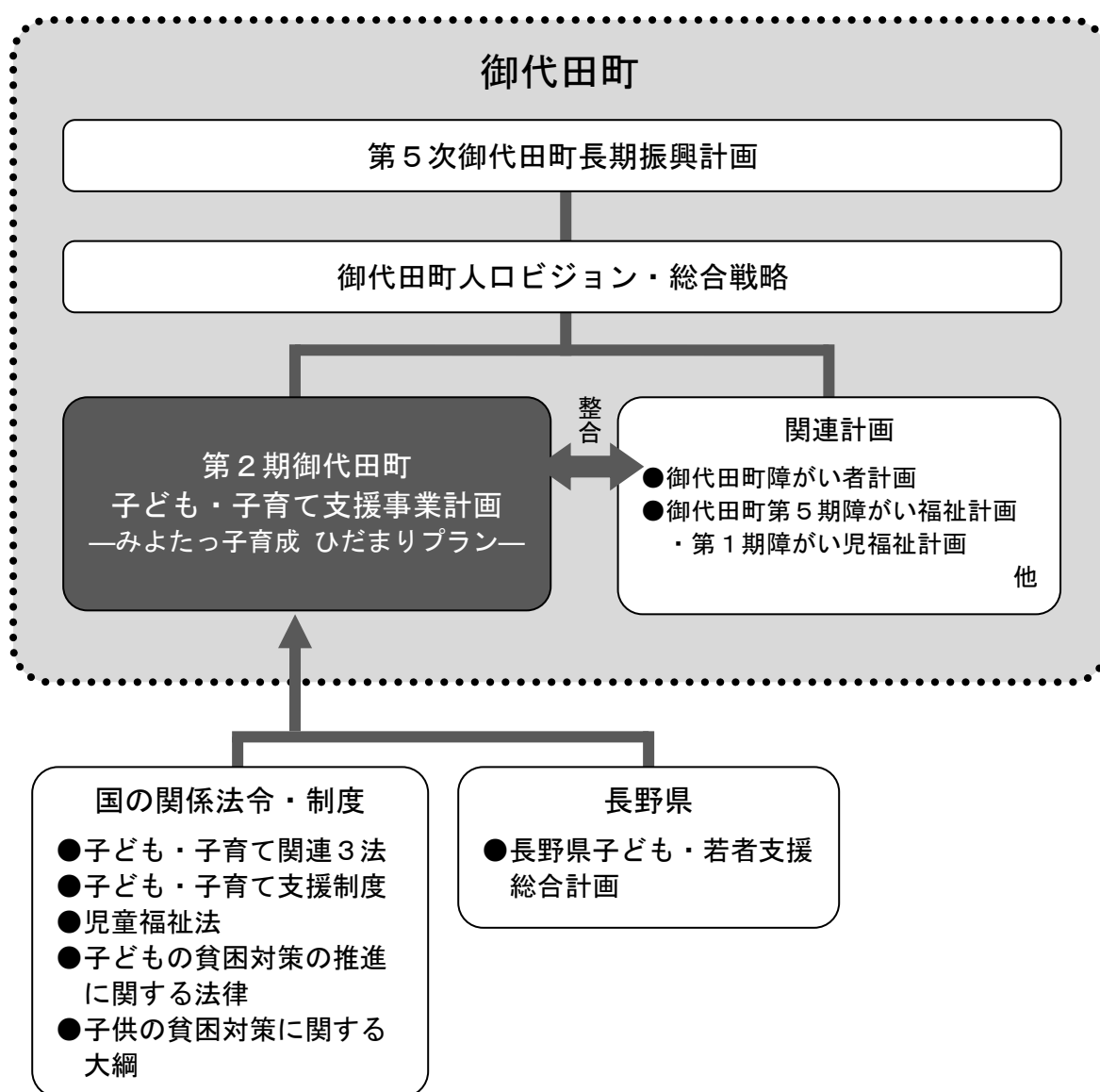


## 2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、並びに「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画として位置づけます。また、本計画の一部は、「放課後総合プラン」や「子どもの貧困対策計画」としても位置づけます。

さらに、本計画は、「第 5 次御代田町長期振興計画」を上位計画として、その他関連計画との整合を図りつつ策定します。

### ■計画の位置づけ



### 3 計画の期間

本計画は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間を計画期間とします。ただし、計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により修正の必要が生じた場合は見直しを行います。

#### ■計画の期間

| 年度                                                                                                                                      | ・・・ | 令和元  | 令和2  | 令和3  | 令和4  | 令和5  | 令和6  | 令和7  | ・・・ |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|------|------|------|------|------|------|------|-----|
|                                                                                                                                         | ・・・ | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | ・・・ |
| <div> <div>第1期計画</div> <div>           第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画<br/>           ―みよたっ子育成 ひだまりプラン―<br/>           （本計画）         </div> </div> |     |      |      |      |      |      |      |      |     |
| <div> <div>評価・見直し</div> <div>→</div> </div>                                                                                             |     |      |      |      |      |      |      | 次期計画 |     |

## 第 2 章 御代田町の子ども・子育てを 取り巻く状況

# 1 統計データの状況と将来推計

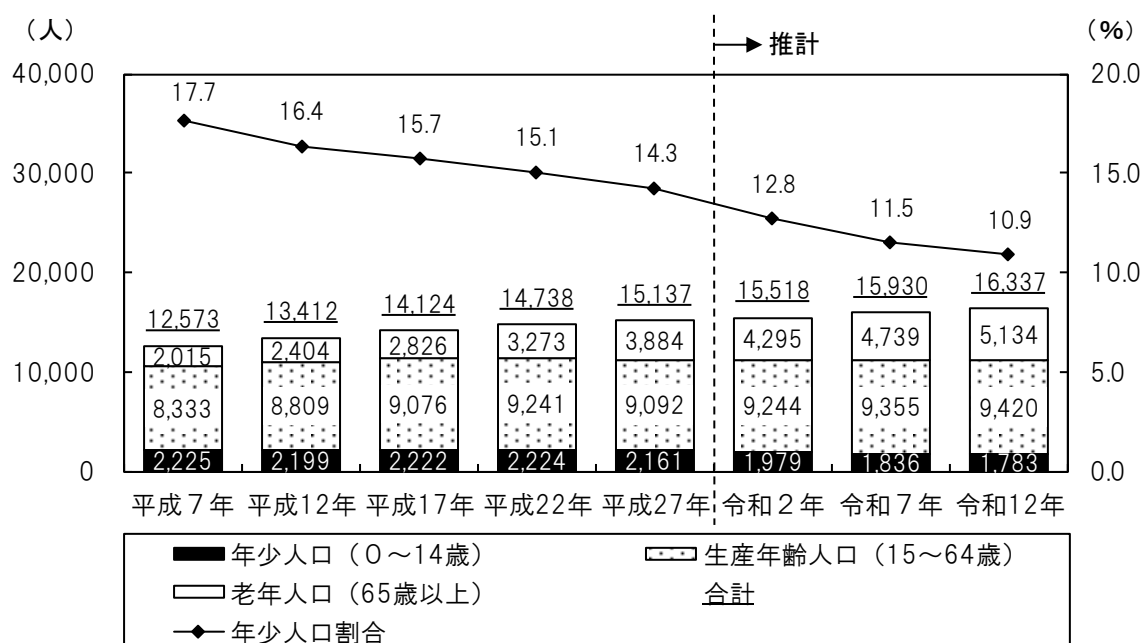
## (1) 人口と世帯数の状況

### ① 年齢3区分別人口

第5次御代田町長期振興計画によると、当町の総人口は年々増加傾向にあり、令和12年(2030年)には16,337人に達することが見込まれています。

年齢3区分別人口の推移をみると、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)が増加傾向にある一方、年少人口(0～14歳)は減少傾向にあります。

■年齢3区分別人口と年少人口割合の推移・推計

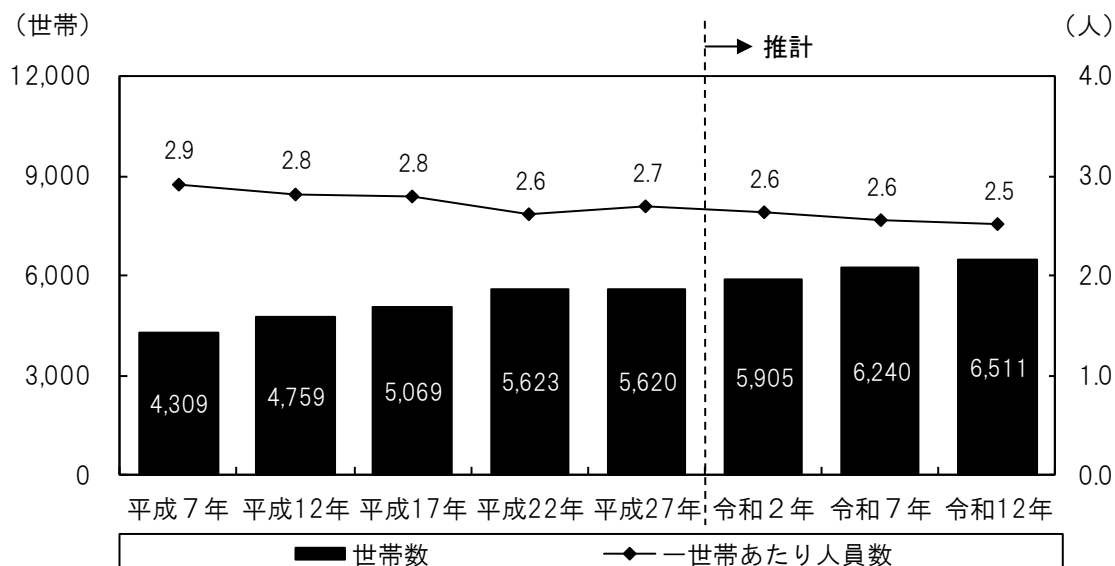


資料：第5次御代田町長期振興計画

## ② 世帯の状況

当町の世帯数と1世帯あたり人員数の推移・推計をみると、世帯数は増加しているものの、1世帯あたり人員数はおおむね減少傾向にあります。

### ■世帯数と1世帯あたり人員数の推移・推計

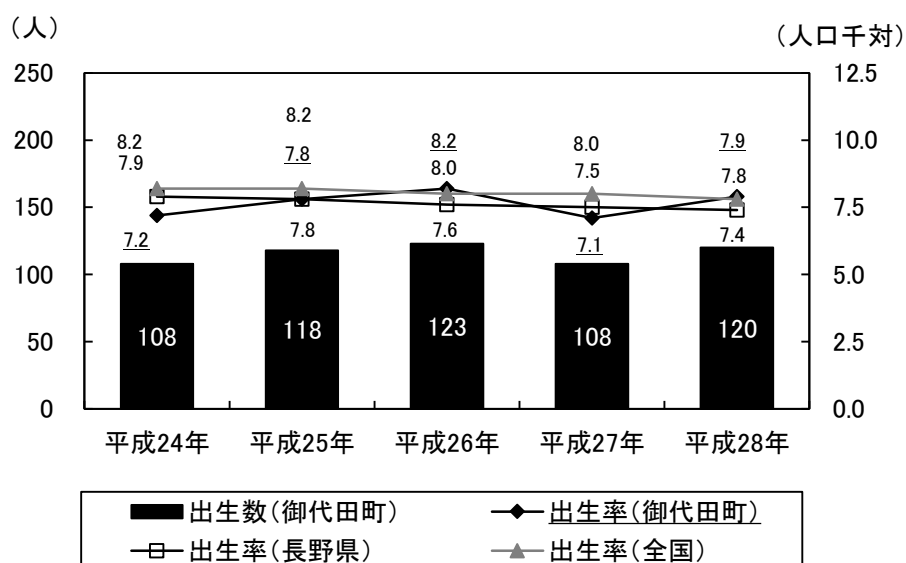


資料：第5次御代田町長期振興計画

## (2) 出生数の状況

当町の出生数の推移をみると、年によって増減しており、平成28年(2016年)では120人となっています。出生率は平成28年(2016年)では7.9となっており、全国・長野県と比較すると、若干高くなっています。

### ■出生数・出生率の推移

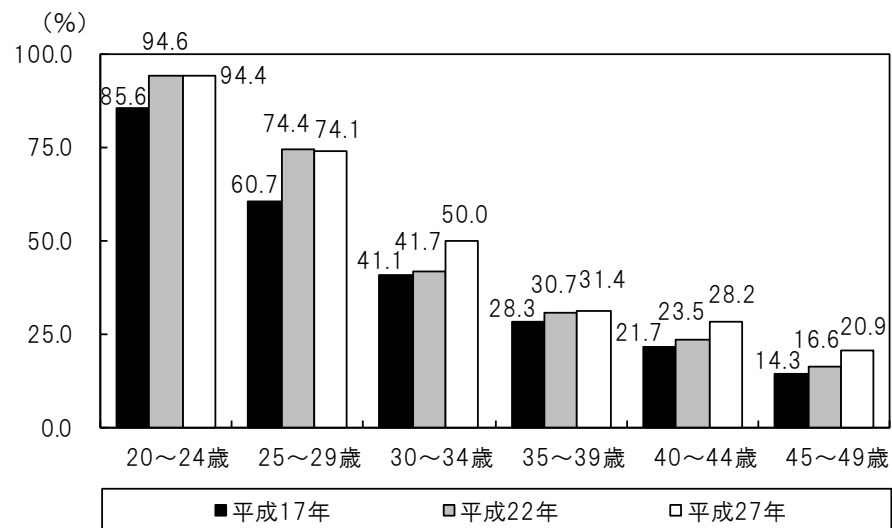


資料：長野県衛生年報

### (3) 婚姻の状況

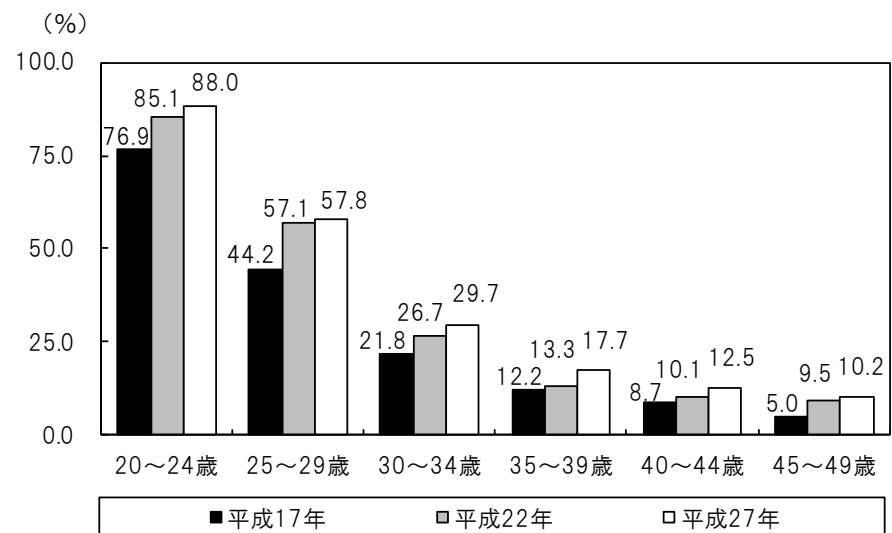
当町の未婚率をみると、平成27年（2015年）は平成17年（2005年）や平成22年（2010年）と比較して、男性で30歳代以上、女性で20歳代以上の未婚率が高くなっています。

#### ■未婚率の推移（男性）



資料：国勢調査

#### ■未婚率の推移（女性）

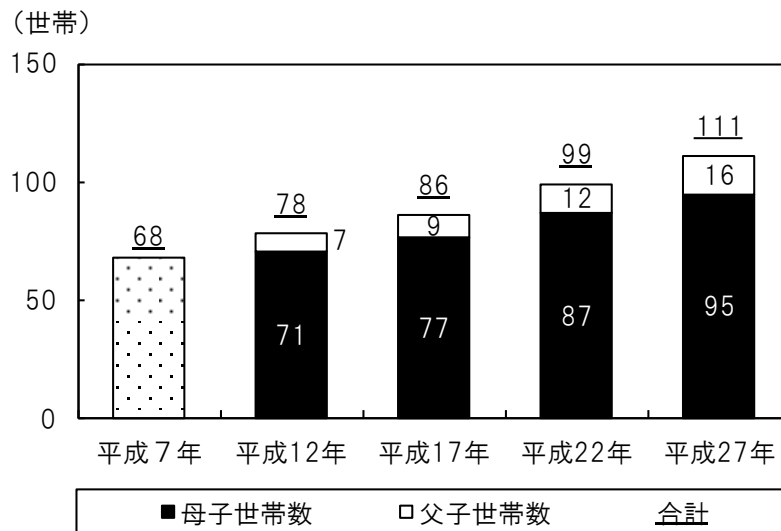


資料：国勢調査

#### (4) ひとり親家庭の状況

当町のひとり親家庭数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに増加しており、平成 27 年（2015 年）の母子世帯数は 95 世帯、父子世帯数は 16 世帯で合計 111 世帯となっています。

##### ■ひとり親家庭数の推移



※平成 7 年（1995 年）は母子世帯・父子世帯の合計世帯数です。

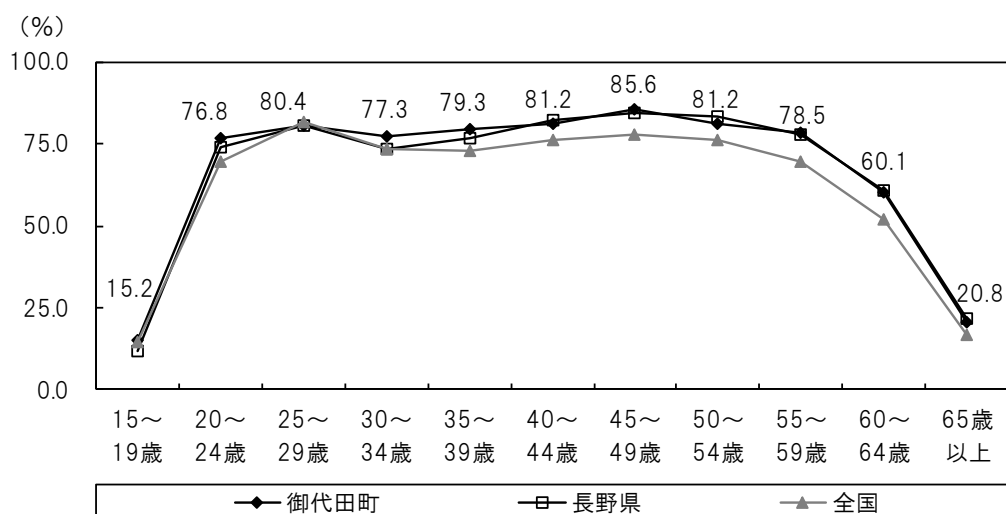
資料：国勢調査

## (5)女性の就業率の状況

当町の女性の労働力率をみると、全国・長野県と比較しておおむね高くなっています。結婚や出産を機に仕事を辞め、子育てが落ち着いた頃に再び就労する「M字カーブ」が表れているものの、全国・長野県と比較して谷が浅くなっています。

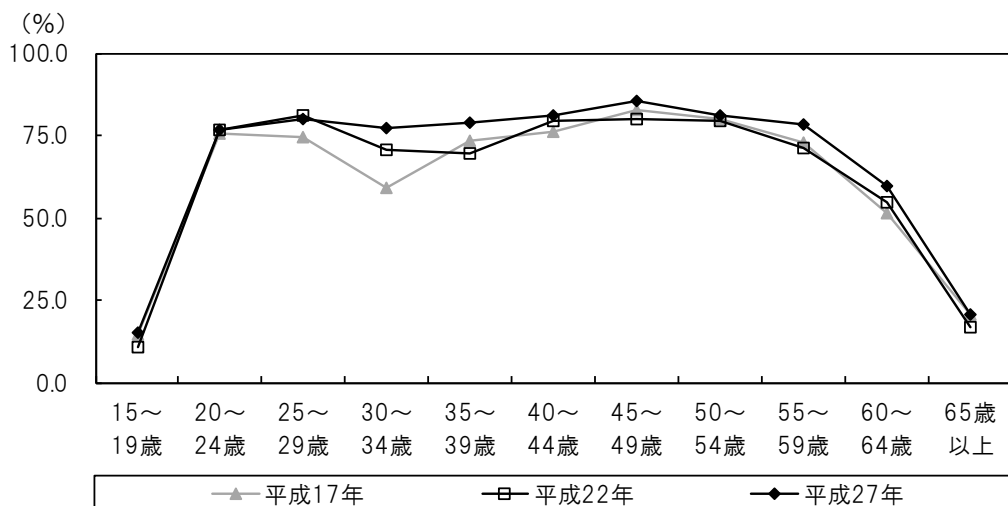
また、平成27年（2015年）を平成17年（2005年）や平成22年（2010年）と比較して、特に30～34歳で労働力率が増加しており、「M字カーブ」は解消されつつあります。

■女性の労働力率（全国・長野県との比較）



資料：国勢調査（平成27年度（2015年度））

■女性の労働力率（経年比較）



資料：国勢調査



## 2 アンケート調査の状況

### (1) アンケート調査の概要

本計画の策定にあたり、子育て中の保護者のニーズを的確に反映するため、就学前児童及び小中学生の保護者を対象に、「御代田町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。教育・保育事業や当町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見等を把握し、本計画策定の基礎資料としました。

#### ■アンケート調査の概要

| 区分              | 就学前児童調査                                        | 小学生調査              | 中学生調査              |
|-----------------|------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 調査地域            | 御代田町全域                                         |                    |                    |
| 調査対象            | 町内に在住の<br>就学前児童の保護者                            | 町内に在住の<br>小学生の保護者  | 町内に在住の<br>中学生の保護者  |
| 抽出方法            | 全数調査                                           |                    |                    |
| 調査方法            | 保育園、幼稚園を通じた<br>直接配布・回収<br>未入園児は、郵送による<br>配布・回収 | 小学校を通じた<br>直接配布・回収 | 中学校を通じた<br>直接配布・回収 |
| 調査期間            | 平成30年（2018年）12月20日～平成31年（2019年）1月10日           |                    |                    |
| 調査対象者数<br>（配布数） | 610                                            | 830                | 510                |
| 有効回収数           | 430                                            | 610                | 329                |
| 有効回収率           | 70.5%                                          | 73.5%              | 64.5%              |

## (2) アンケート調査の結果

### ① 子育てを主にしている人について

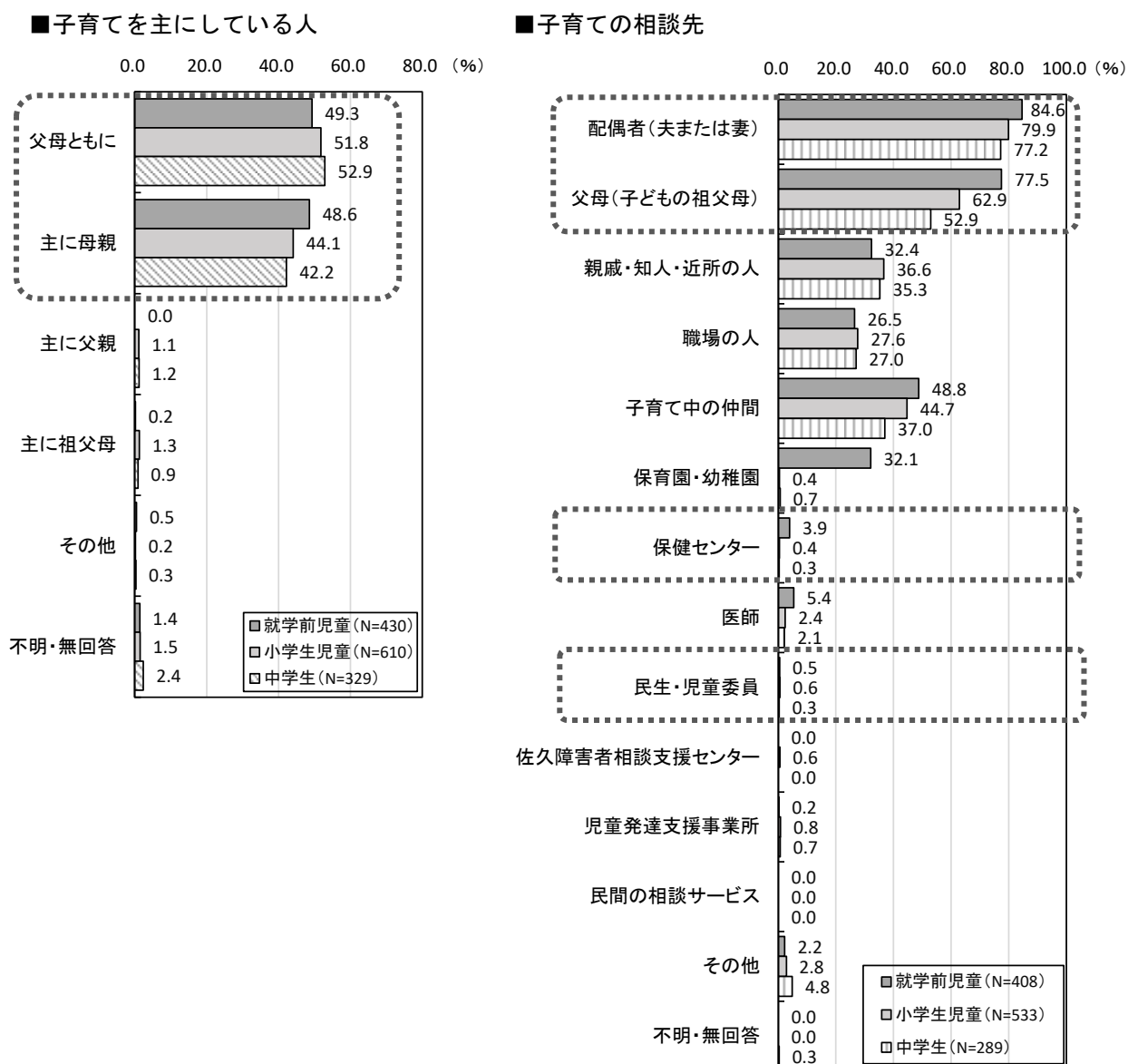
○就学前児童、小中学生いずれも「父母ともに」が50%前後と最も高く、次いで「主に母親」が40%台となっています。

⇒父親の育児参画が求められます。

### ② 子育ての相談先について

○就学前児童、小中学生いずれも「配偶者（夫または妻）」が80%前後と最も高く、次いで「父母（子どもの祖父母）」が50%前半から70%後半となっています。一方で、「保健センター」「民生・児童委員」等はいずれも5%未満となっています。

⇒専門機関や専門職等の周知を図るとともに、専門機関の相談窓口の機能強化を進める必要があります。

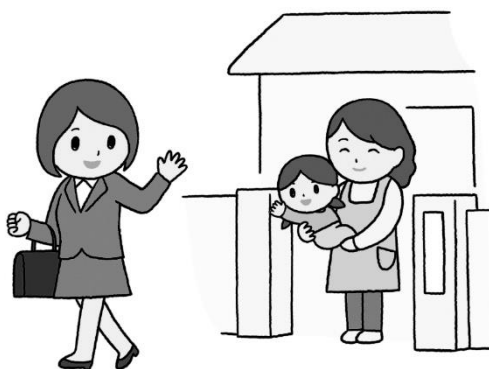
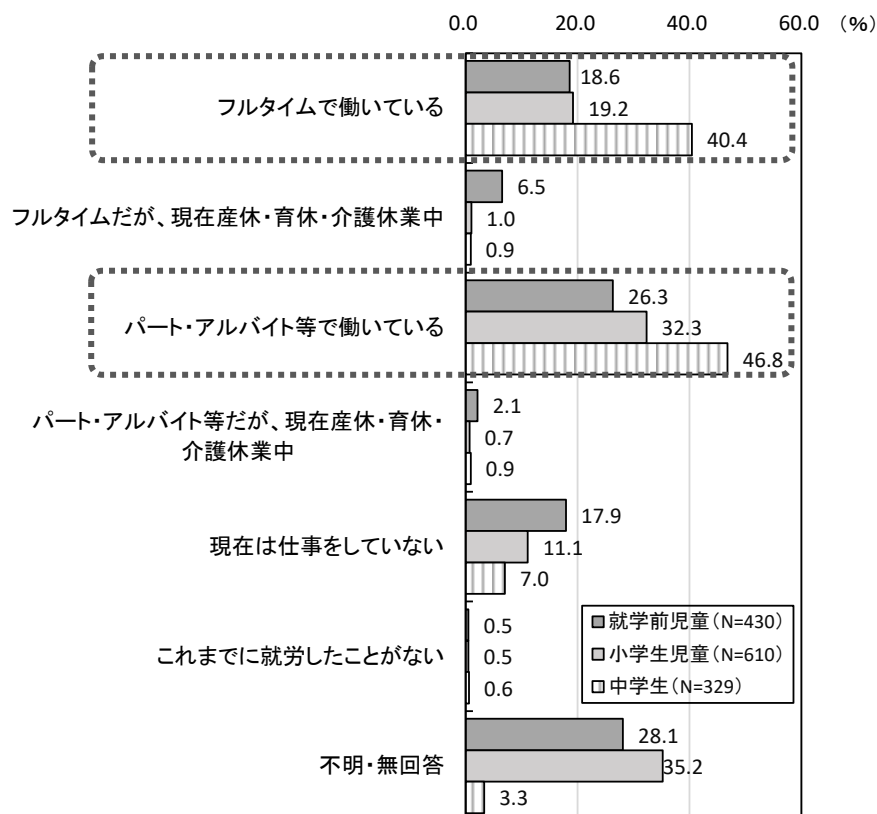


### ③ 母親の就労状況・就労意向について

○母親の就労状況について、就学前児童、小中学生いずれも不明・無回答を除くと、「パート・アルバイト等で働いている」が最も高く、次いで「フルタイムで働いている」となっています。特に、中学生で「パート・アルバイト等で働いている」が46.8%、「フルタイムで働いている」が40.4%と、就学前児童、小学生と比べて高くなっています。

⇒子どもの成長段階に応じて就労する母親がみられます。

#### ■母親の就労状況について

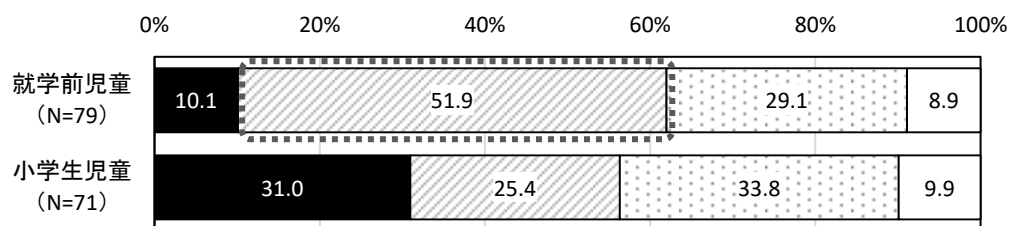


○母親の就労意向について、就学前児童では、「1年より先、一番下の子が〇歳になったころに就労したい」が51.9%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が29.1%となっています。小学生では、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が33.8%と最も高く、次いで「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が31.0%となっています。

○子どもが何歳になったころに就労したいかについて、就学前児童では、「3歳」が56.1%、小学生では、「6歳以上」が44.4%とそれぞれ最も高くなっています。

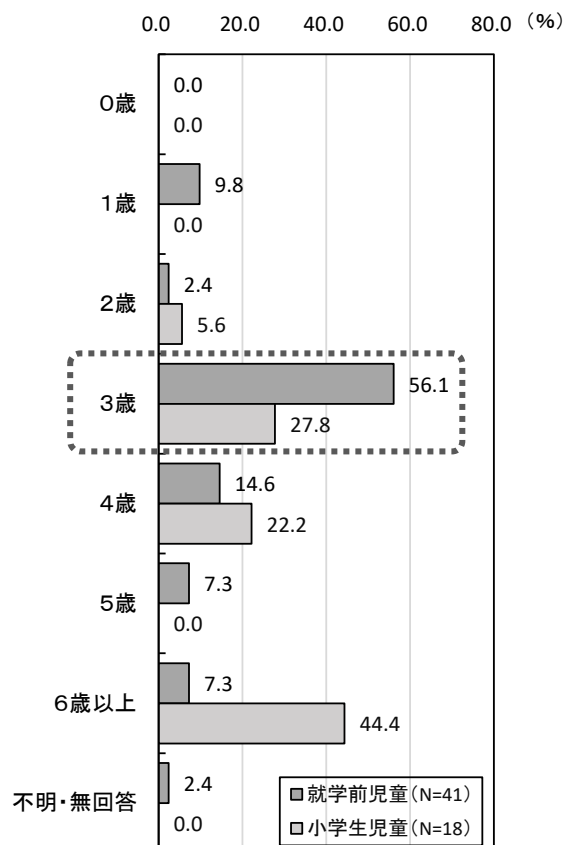
⇒特に、就学前児童の子どもがいる母親で、子どもが3歳になるタイミングで就労を希望する人が多くみられることから、就労意向やニーズを踏まえた教育・保育事業等の受け皿の確保を進める必要があります。

■現在は仕事をしていない、これまでに就労したことがない方の今後の就労意向について



- 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
- 1年より先、一番下の子が〇歳になったころに就労したい
- すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 不明・無回答

■今後、1年より先、一番下の子が何歳になったころに就労したいか



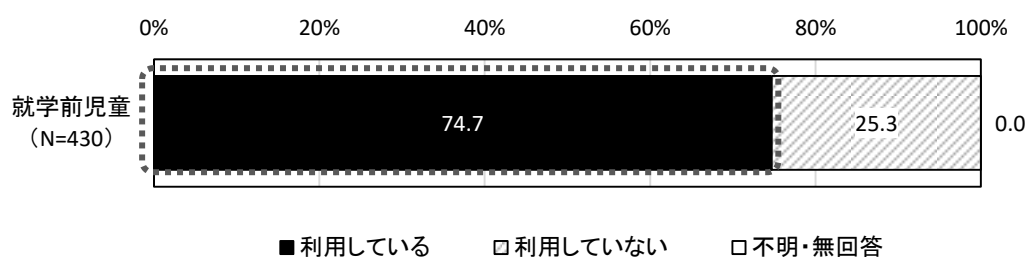
#### ④ 平日の保育園や幼稚園等の利用状況・利用希望について

○定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が74.7%、次いで「利用していない」が25.3%となっています。

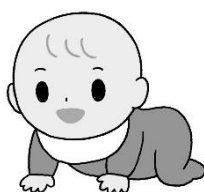
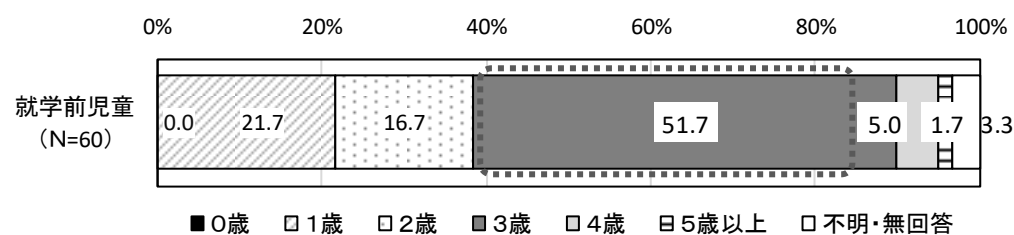
○利用を開始したい子どもの年齢について、「3歳」が51.7%と最も高く、次いで「1歳」が21.7%となっています。

⇒就学前児童の子どもがいる保護者の約4分の3は定期的な教育・保育事業を利用しています。母親の就労状況の変化を踏まえると、3歳からの利用希望が約半数となっていますが、今後は1歳、2歳のニーズも高まる可能性があります。

##### ■現在の幼稚園や保育園等の定期的な教育・保育事業の利用状況



##### ■定期的な教育・保育事業の利用を開始したい子どもの年齢について



【0歳の時（0歳児の保護者のみ回答）】

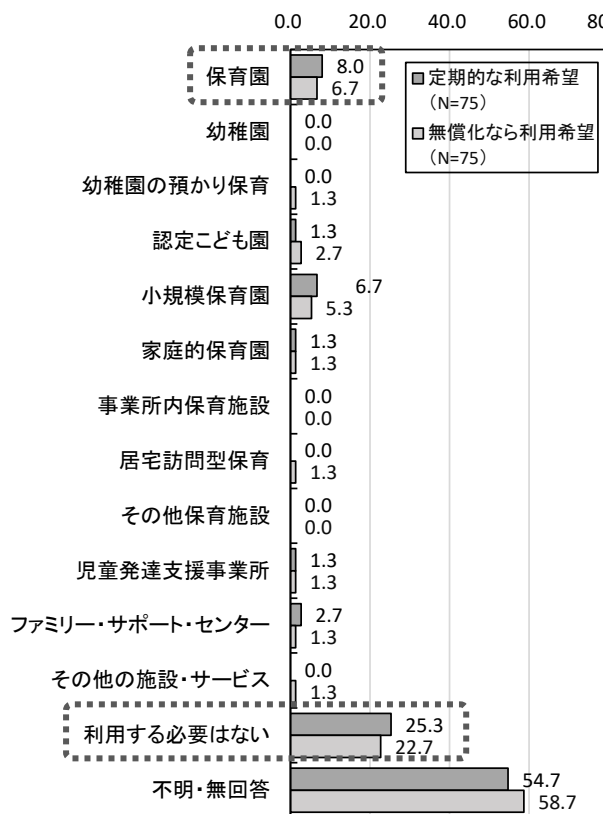
○定期的な利用希望では、「利用する必要はない」が25.3%と最も高く、次いで「保育園」が8.0%となっています。無償化なら利用希望では、「利用する必要はない」が22.7%と最も高く、次いで「保育園」が6.7%となっています。

【1歳の時（0～1歳児の保護者のみ回答）】

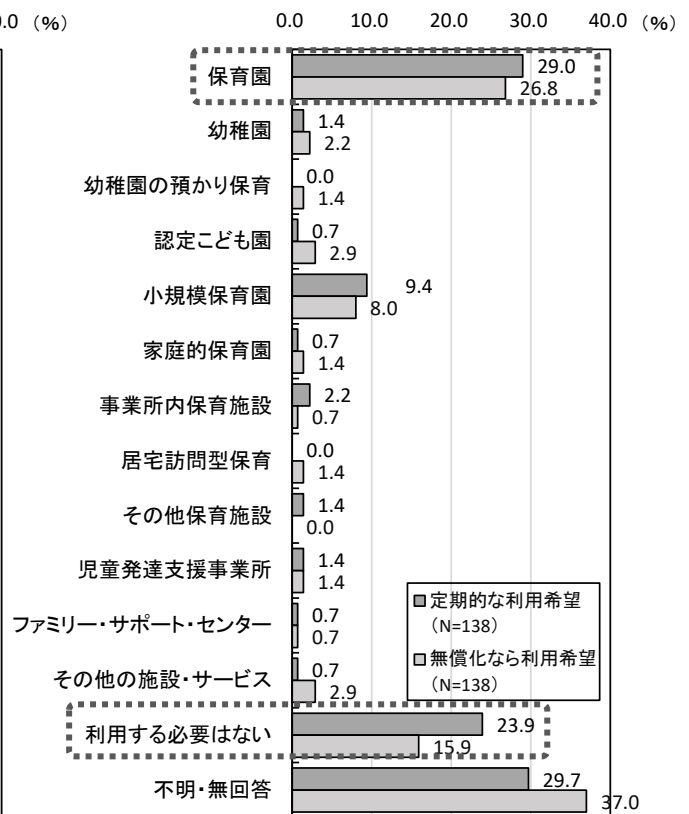
○定期的な利用希望では、「保育園」が29.0%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が23.9%となっています。無償化なら利用希望では、「保育園」が26.8%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が15.9%となっています。

■定期的に利用したい事業、もし無償化なら利用したい事業

【0歳の時（0歳児の保護者のみ回答）】



【1歳の時（0～1歳児の保護者のみ回答）】



【2歳の時（0～2歳児以上の保護者のみ回答）】

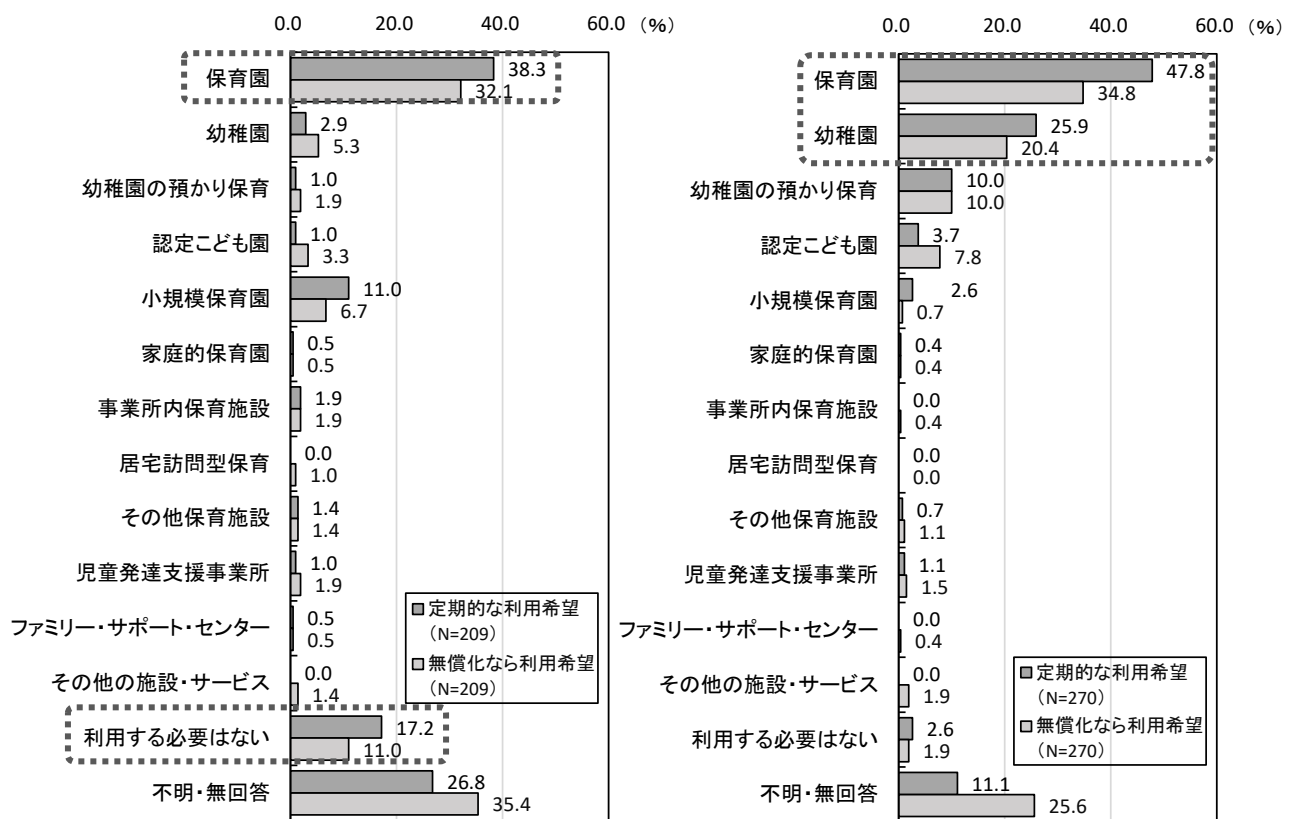
○定期的な利用希望では、「保育園」が38.3%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が17.2%となっています。無償化なら利用希望では、「保育園」が32.1%と最も高く、次いで「利用する必要はない」が11.0%となっています。

【3歳の時（0～3歳児以上の保護者のみ回答）】

○定期的な利用希望では、「保育園」が47.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が25.9%となっています。無償化なら利用希望では、「保育園」が34.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が20.4%となっています。

■定期的に利用したい事業、もし無償化なら利用したい事業

【2歳の時（0～2歳児以上の保護者のみ回答）】 【3歳の時（0～3歳児以上の保護者のみ回答）】



【4歳の時（0～4歳児以上の保護者のみ回答）】

○定期的な利用希望では、「保育園」が47.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が29.7%となっています。無償化なら利用希望では、「保育園」が32.7%と最も高く、次いで「幼稚園」が23.3%となっています。

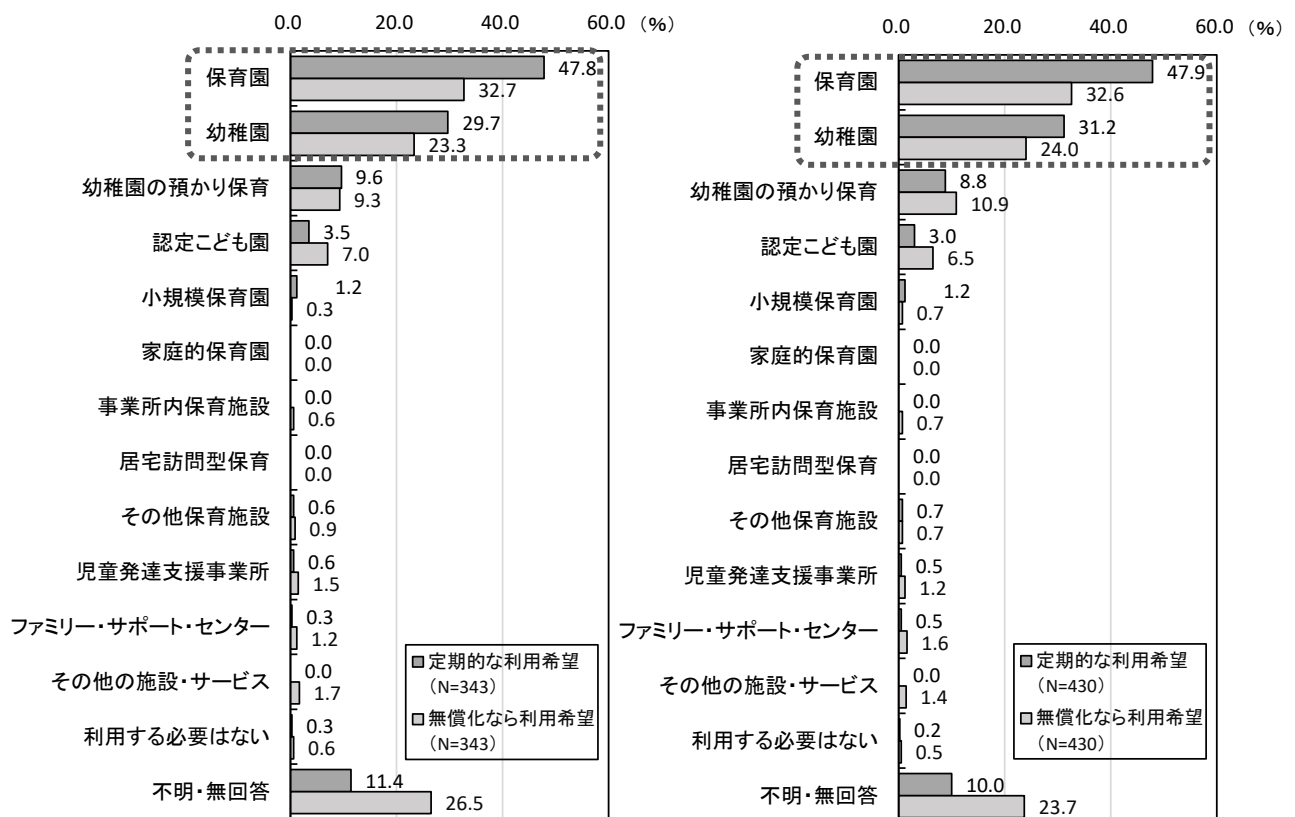
【5歳の時（0～5歳児以上の保護者のみ回答）】

○定期的な利用希望では、「保育園」が47.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が31.2%となっています。無償化なら利用希望では、「保育園」が32.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が24.0%となっています。

⇒いずれの年齢においても保育園の利用希望が最も高く、次いで3歳未満では「利用する必要」はないが、3歳以上では幼稚園が高くなっています。今後は、令和元年（2019年）10月に開始された幼児教育・保育の無償化によるニーズの変化を注視し、受け皿の確保を進める必要があります。

■定期的に利用したい事業、もし無償化なら利用したい事業

【4歳の時（0～4歳児以上の保護者のみ回答）】 【5歳の時（0～5歳児以上の保護者のみ回答）】





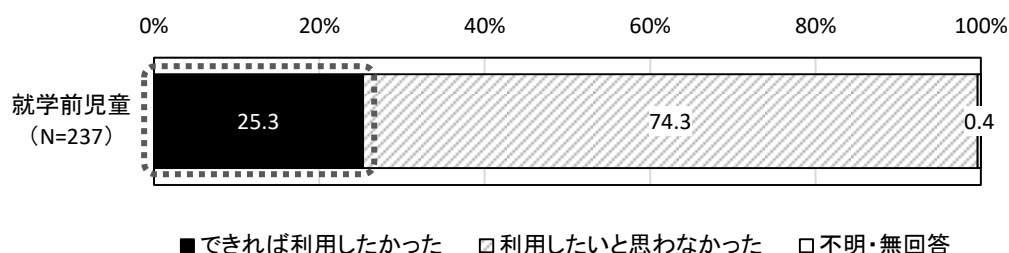
## ⑤ 病児・病後児保育について

○病児・病後児保育の利用希望について、「利用したいと思わなかった」が74.3%、「できれば利用したかった」が25.3%となっています。

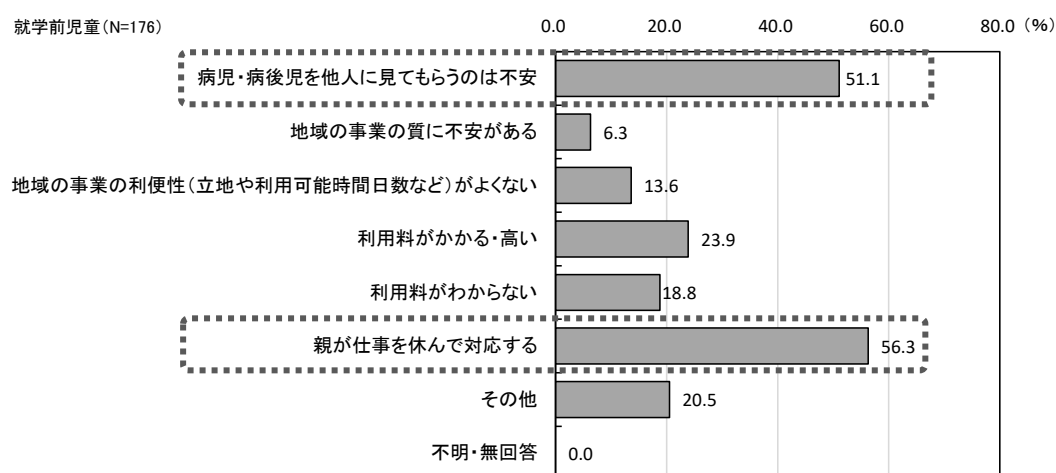
○病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由について、「親が仕事を休んで対応する」が56.3%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人に見てもらうのは不安」が51.1%となっています。

⇒病児・病後児保育を必要としている方に対して、事業への不安を軽減するため、事業内容の周知を進める必要があります。

### ■子どもが病気で父親または母親が仕事を休んだ際、病児・病後児保育を利用したいと思ったか



### ■病児・病後児保育を利用したいと思わなかった理由について

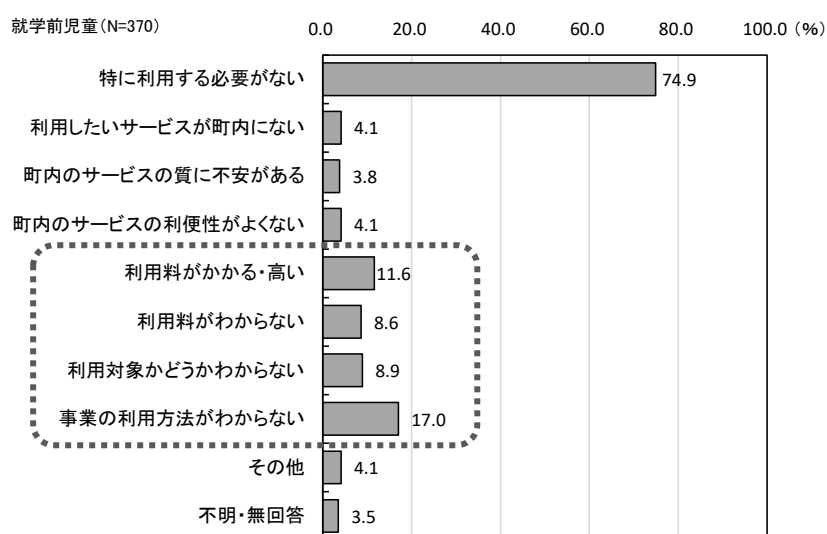


## ⑥ 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりについて

○不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由について「特に利用する必要がない」が74.9%と最も高く、次いで「事業の利用方法がわからない」が17.0%となっています。また、「利用料がかかる・高い」「利用料がわからない」「利用対象かどうかわからない」がそれぞれ1割前後となっています。

⇒不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを必要としている方のニーズを把握し、利用料、利用方法等の周知を図る必要があります。

### ■不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用していない理由について



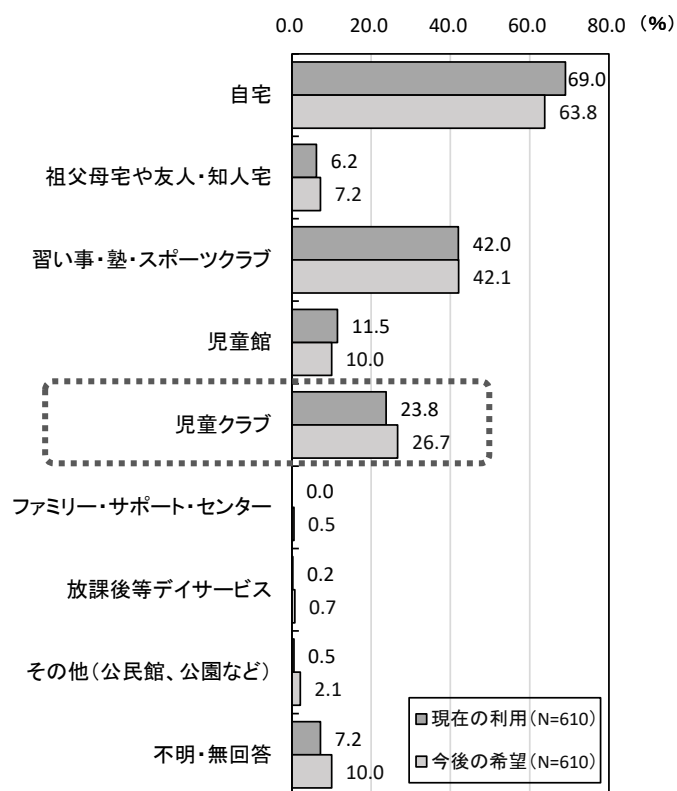
## ⑦ 放課後等の過ごし方について

○平日の放課後（小学校終了後）の過ごさせ方について、現在の利用では、「自宅」が69.0%と最も高く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が42.0%となっています。また、今後の希望では、「自宅」が63.8%と最も高く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が42.1%となっています。また、「児童クラブ」の現在の利用は23.8%、今後の希望は26.7%となっています。

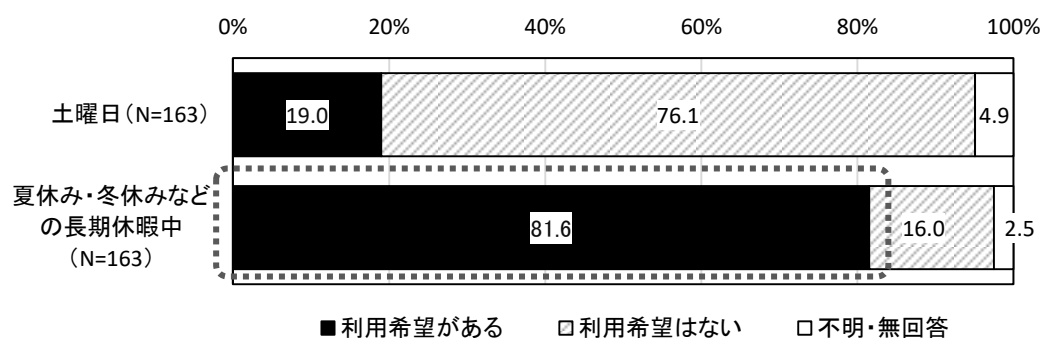
○休暇中の放課後児童クラブの利用希望について、土曜日では、「利用希望はない」が76.1%、「利用希望がある」が19.0%となっています。夏休み・冬休みなどの長期休暇中では、「利用希望がある」が81.6%、「利用希望はない」が16.0%となっています。

⇒放課後児童クラブのニーズに対応することができるよう、受け入れ体制の強化を進める必要があります。

### ■平日の放課後（小学校終了後）の過ごさせ方について



### ■休暇中の放課後児童クラブの利用希望について



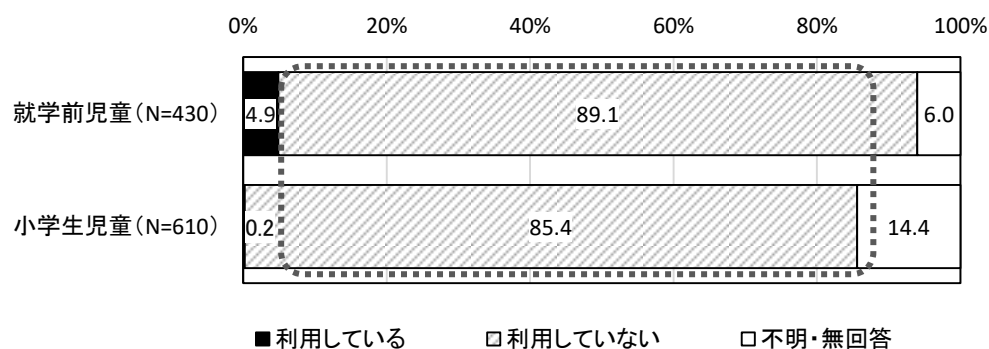
## ⑧ 地域の子育て支援サービスについて

○保健センターの利用状況について、就学前児童では、「利用していない」が89.1%、「利用している」が4.9%となっています。小学生では、「利用していない」が85.4%、「利用している」が0.2%となっています。

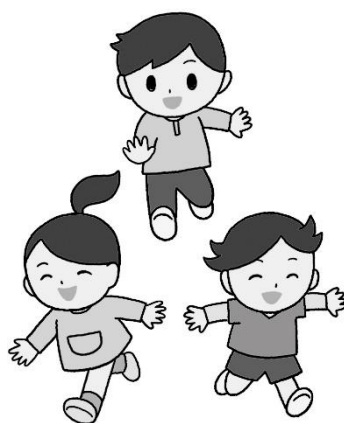
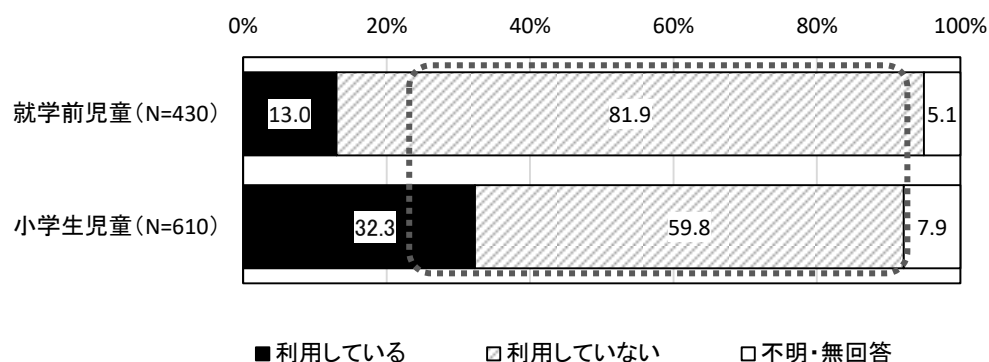
○児童館の利用状況について、就学前児童では、「利用していない」が81.9%、「利用している」が13.0%となっています。小学生では、「利用していない」が59.8%、「利用している」が32.3%となっています。

⇒地域の子育て支援施設の周知や機能強化を進める必要があります。

### ■保健センターの利用状況について



### ■児童館の利用状況について

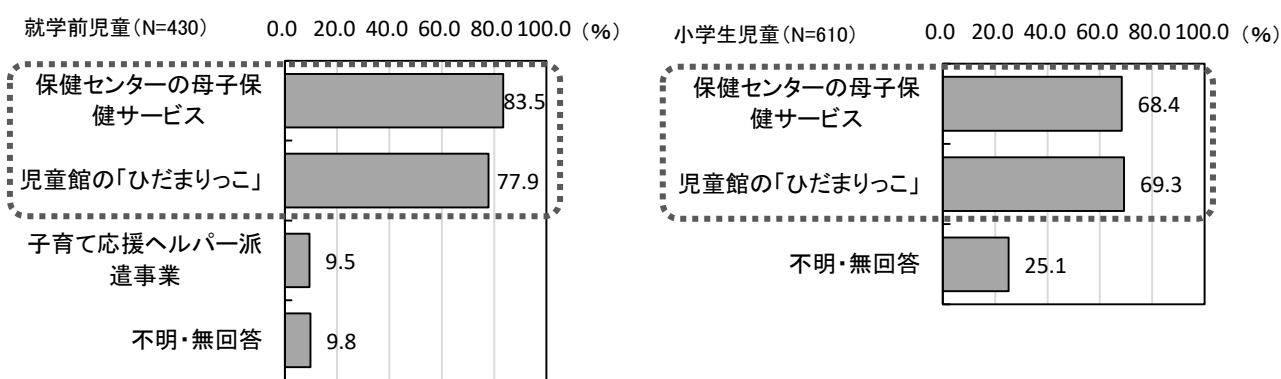


○町の事業やサービスの認知度について、就学前児童では、「保健センターの母子保健サービス」が 83.5%と最も高く、次いで「児童館の『ひだまりっこ』」が 77.9%となっています。小学生では、「児童館の『ひだまりっこ』」が 69.3%、「保健センターの母子保健サービス」が 68.4%となっています。

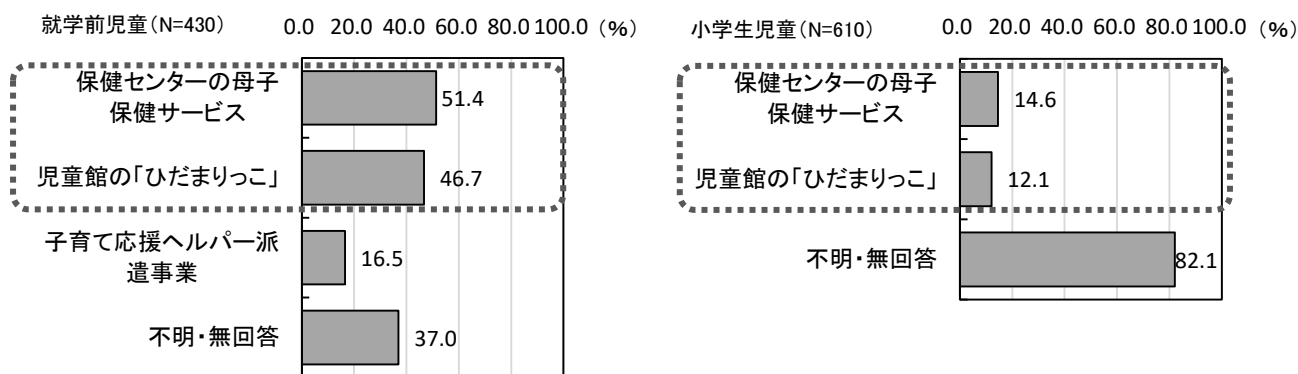
○町の事業やサービスの利用意向について、就学前児童では、「保健センターの母子保健サービス」が 51.4%と最も高く、次いで『児童館の「ひだまりっこ」』が 46.7%となっています。小学生では、「保健センターの母子保健サービス」が 14.6%、『児童館の「ひだまりっこ」』が 12.1%となっています。

⇒子育て家庭が必要としているサービスのニーズを踏まえた情報周知や機能強化を検討する必要があります。

#### ■町の事業やサービスの認知度について



#### ■町の事業やサービスの利用意向について



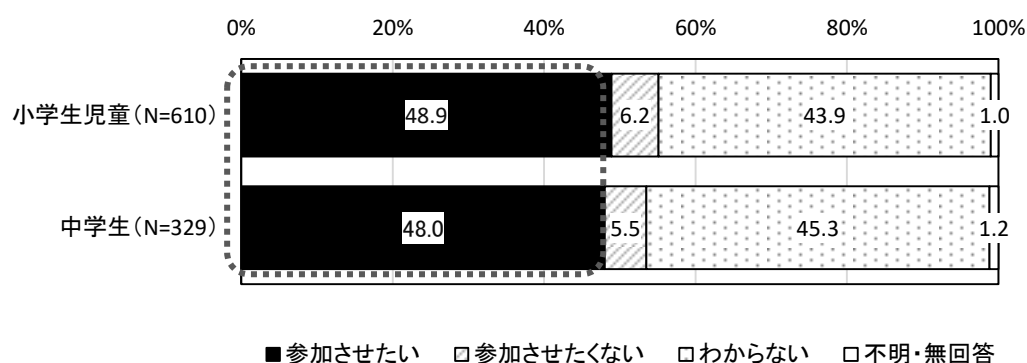
## ⑨ 子育て全般について

○無料の学習塾の利用意向について、小中学生いずれも「参加させたい」が50%弱と最も高く、次いで「わからない」が45%前後となっています。

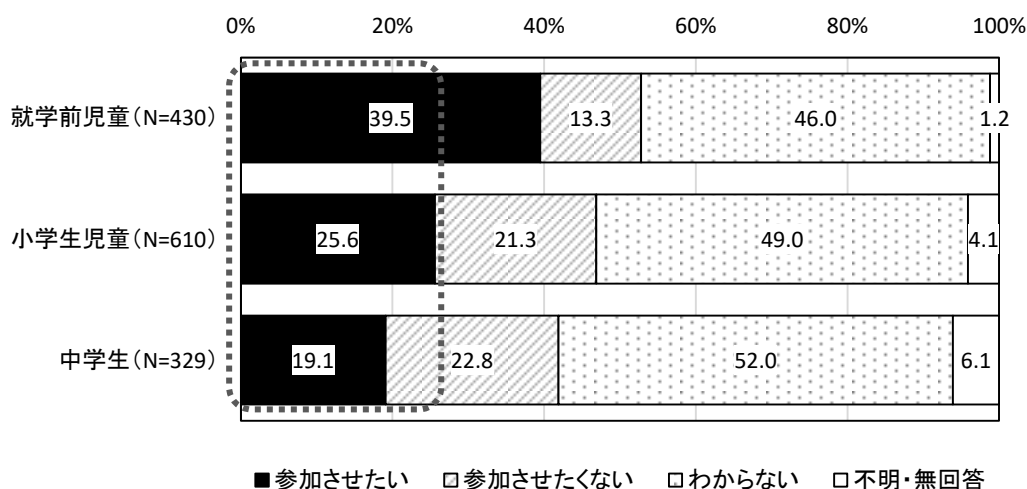
○子ども食堂の利用意向について、就学前児童では、「わからない」が46.0%、次いで「参加させたい」が39.5%となっています。小学生では、「わからない」が49.0%、次いで「参加させたい」が25.6%となっています。中学生では、「わからない」が52.0%、次いで「参加させたくない」が22.8%となっています。

⇒無料の学習塾や子ども食堂の設置・運営支援の検討や、事業内容の周知を図る必要があります。

### ■無料の学習塾の利用意向について



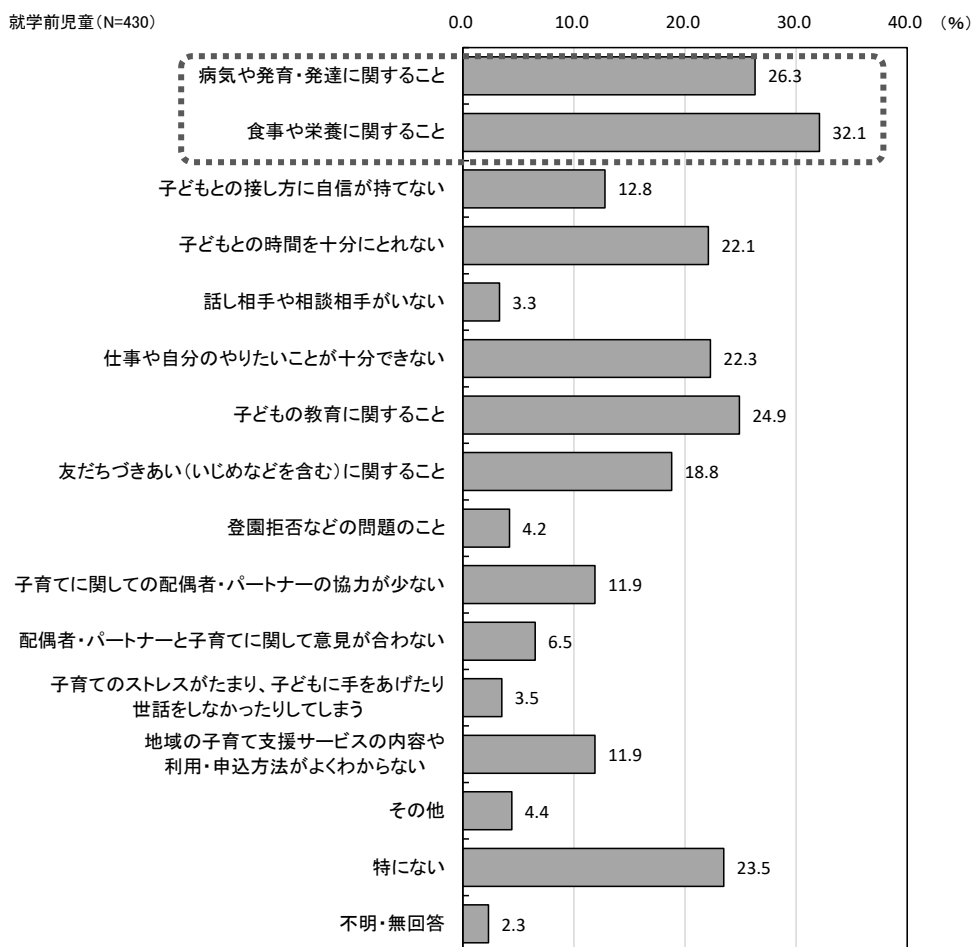
### ■子ども食堂の利用意向について



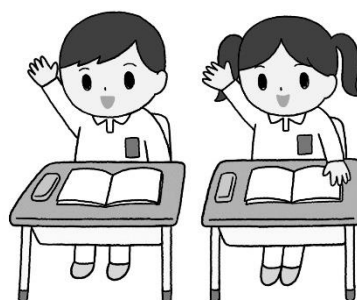
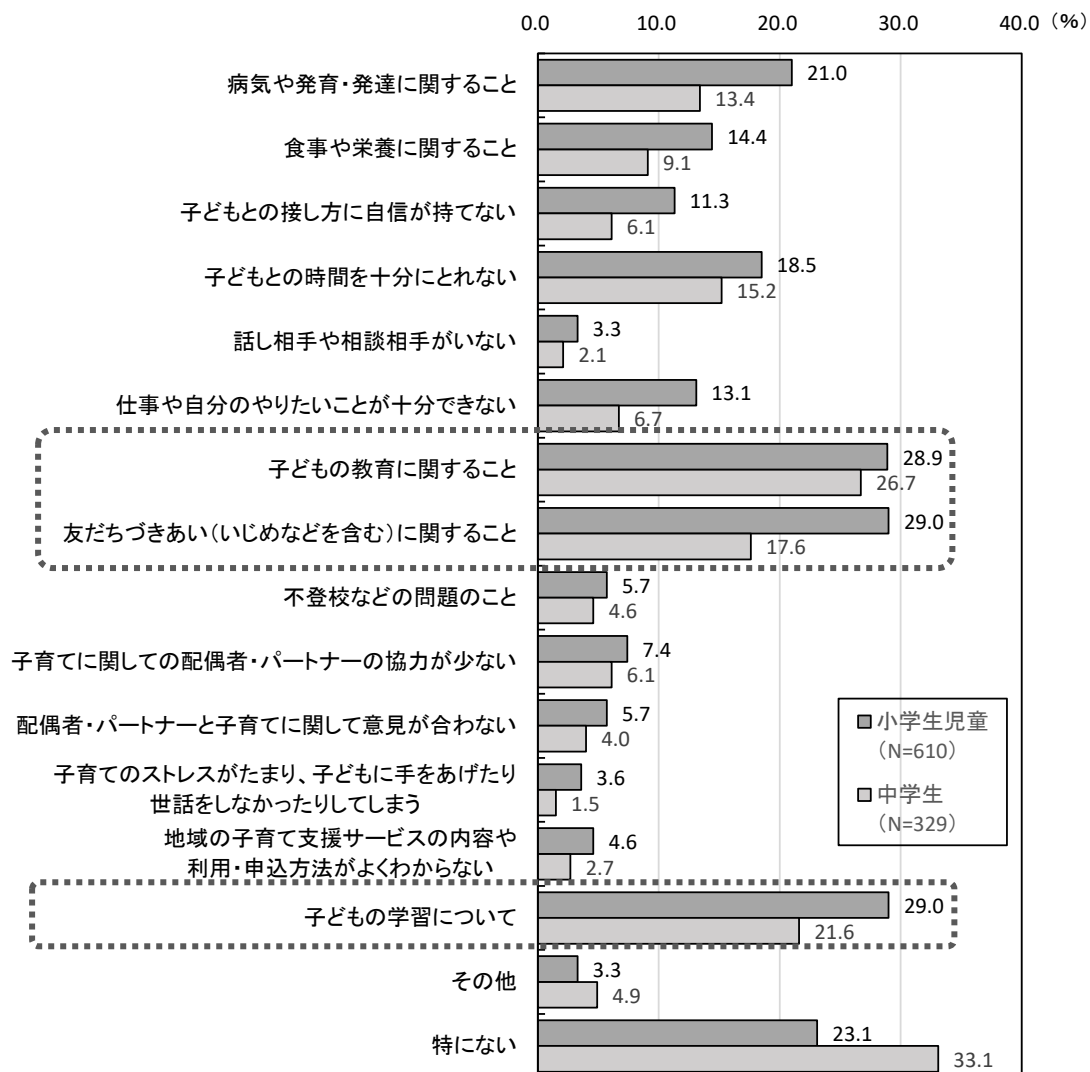
○子育てに関して悩んでいること、気になることについて、就学前児童では、「食事や栄養に関すること」が32.1%と最も高く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が26.3%となっています。小学生では、「友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」が29.0%と最も高く、次いで「子どもの教育に関すること」が28.9%となっています。中学生では、「子どもの教育に関すること」が26.7%と最も高く、次いで「子どもの学習について」が21.6%となっています。

⇒子どもの成長段階に応じて、保護者が抱える悩みや気になることが変化するため、状況に応じて子育てに関する悩みや不安に寄り添える取り組みが必要です。

#### ■子育てに関する悩み（就学前児童）



■子育てに関する悩み（小中学生）

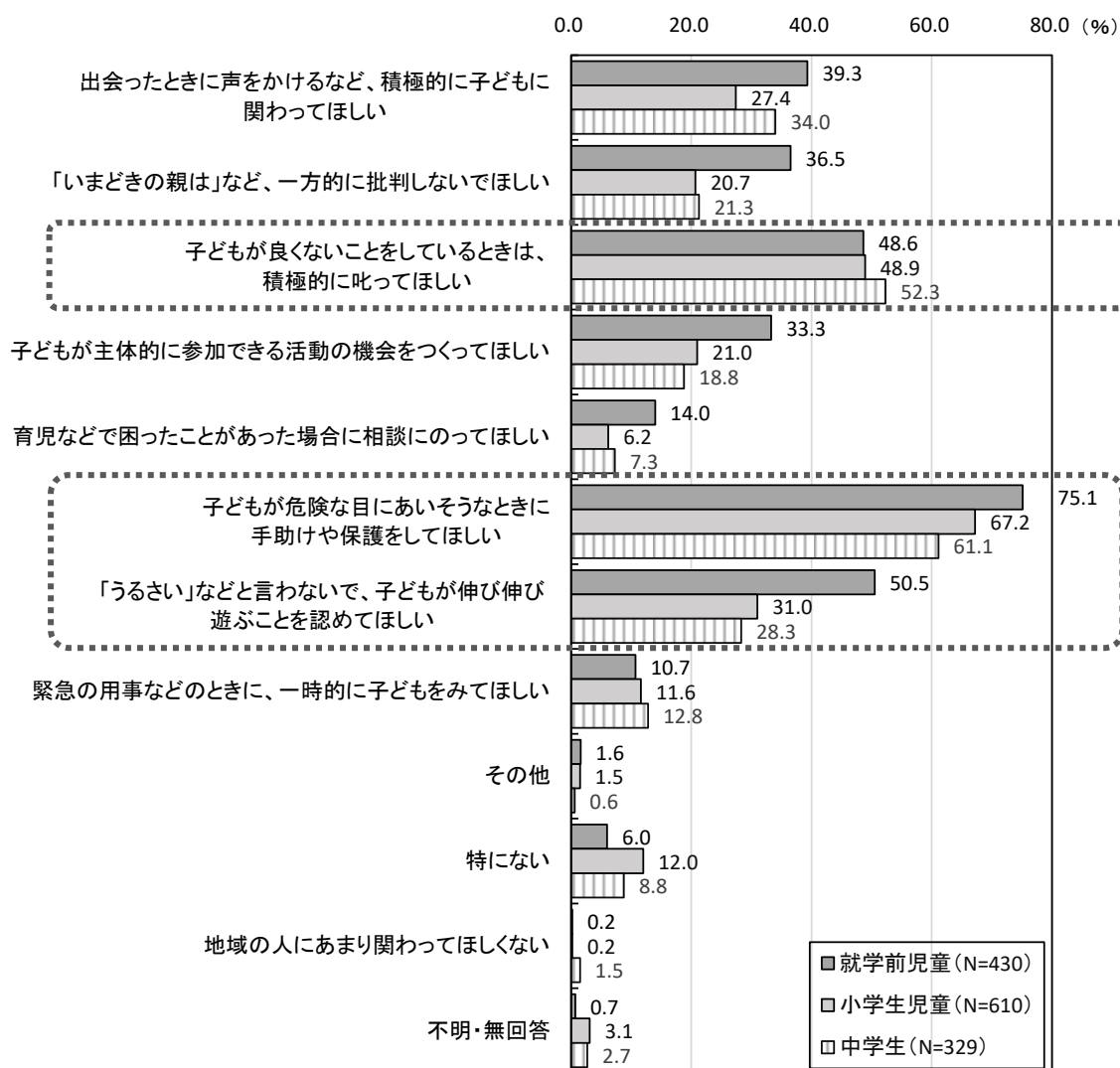




○子育てをするうえで、地域の人に望みたいことについて、就学前児童では、「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」が75.1%と最も高く、次いで『うるさい』などと言わないで、子どもが伸び伸び遊ぶことを認めてほしい」が50.5%となっています。小学生では、「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」が67.2%と最も高く、次いで「子どもが良くないことをしているときは、積極的に叱ってほしい」が48.9%となっています。中学生では、「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」が61.1%と最も高く、次いで「子どもが良くないことをしているときは、積極的に叱ってほしい」が52.3%となっています。

⇒地域での見守りが求められており、地域ぐるみでの子育てを進めていく必要があります。

# ■子育てをするうえで、地域の人に望みたいことについて



### 3 子育てC a f eワークショップの状況

#### （１）子育てC a f eワークショップの概要

本計画が町民の声や意見を反映した計画となるよう、町内在住の子育て中の保護者を対象に、「御代田町子育てC a f eワークショップ」を開催しました。「御代田町で子育てをしていてよかったこと」「もっと子育てしやすいまちであるために必要なこと」をテーマとして、自由に意見交換を行う参加体験型の会議（ワークショップ）を行いました。

#### （２）保護者の声のまとめ

##### ① 「御代田町で子育てをしていてよかったこと」の主な意見

公園が充実している。

移住者が多く、受け入れてもらえる。

ご近所づきあいが良い。

図書館が使いやすい。

利便性が高く、生活しやすい。

「ひだまりっこ」等児童館が充実している。

医療体制が充実している。



##### ② 「もっと子育てしやすいまちであるために必要なこと」の主な意見

親子の居場所づくりが必要。

子育て世代包括支援センターを開設してほしい。

保育サービスをさらに充実してほしい。

いじめ・不登校対策を進めることが必要。

子育てに関する情報発信を充実してほしい。

公共交通を充実してほしい。



## 第 3 章 計画の基本的な方向性

# 1 計画の基本理念

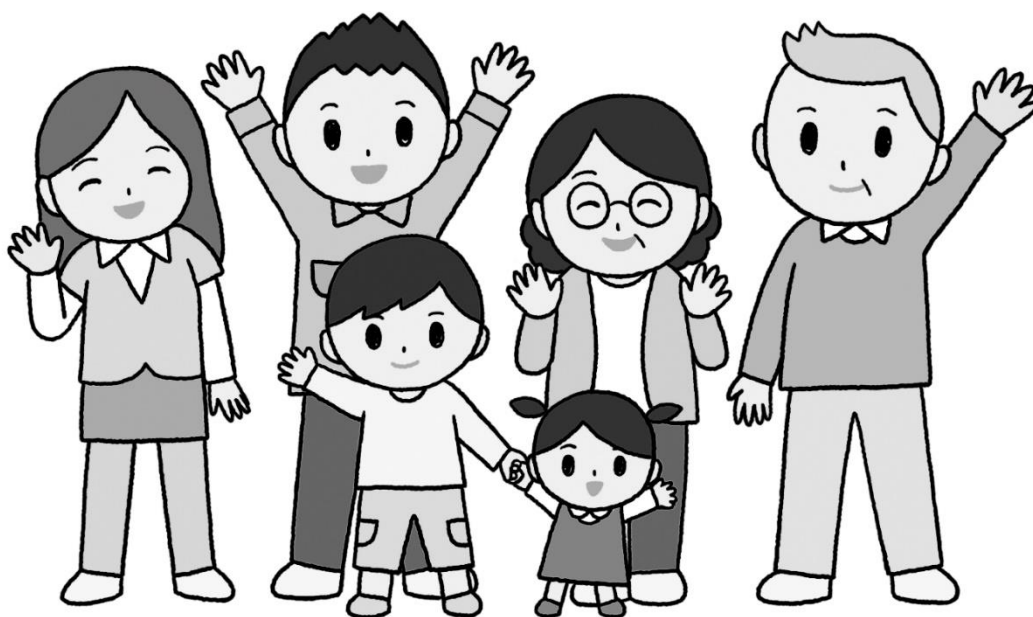
当町では、第5次御代田町長期振興計画において、「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す 文化・高原公園都市 御代田」という将来像のもと、まちづくりを進めています。

また、第1期計画である「御代田町子ども・子育て支援事業計画—みよたっ子育成 ひだまりプラン—」では、「みどり豊かな自然に囲まれた 文化のかおり高い高原のひだまりの中で 子どもたちがすくすく育つまち」という基本理念を掲げ、子ども・子育て支援施策を推進してきました。

以上の点を踏まえ、本計画の基本理念を次の通りとします。

子どもがすくすく育つまち

子育てしやすいまち みよた



## 2 計画の重点施策

### （１）教育・保育サービスの提供体制の充実

近年の社会増加や今後の幼児教育の無償化、共働き世帯の増加等により、保育のニーズの高まりが想定されることから、受け皿の確保や人材の確保、保護者の多様な保育サービスの理解と利用促進を行います。

### （２）地域ぐるみの子育て支援の充実

社会増加が顕著である当町では、行政によるセーフティネットを整備することに加え、地域の見守りやインフォーマルな支援等が重要となっています。既にある地域活動の輪を広げ、地域とともに子育て支援を進めます。

### （３）切れ目のない子育て支援の充実

児童館や保健センター等の子育て支援拠点の機能充実を図るとともに、子育て支援の拠点や行政窓口、関係機関・団体等が連携することで、切れ目のない子育て支援を進めます。

また、妊娠期から出産・子育て、保育から教育、といった成長段階における不安を解消できるように、子どもや保護者一人ひとりに寄り添った相談支援体制の整備を進めます。



### 3 施策体系

#### ■施策体系

| <div> <div>&lt;基本理念&gt;</div> <div>子どもがすくすく育つまち</div> <div>子育てしやすいまち みよた</div> </div> |                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 基本目標                                                                                  | 施策                                              |
| (1)<br>子どもへの支援                                                                        | (1) 保育サービスの充実                                   |
|                                                                                       | (2) 子どもの居場所づくりの充実<br>(新・放課後子ども総合プラン)            |
|                                                                                       | (3) 子どもの生きる力を育む教育の充実                            |
|                                                                                       | (4) 子どもの健全育成                                    |
|                                                                                       | (5) 次代の親の育成                                     |
|                                                                                       | (6) 障害児福祉施策の充実                                  |
|                                                                                       | (7) 虐待等支援を必要とする子どもへの支援                          |
|                                                                                       | (8) 教育・保育を提供する体制の整備                             |
| (2)<br>保護者への支援                                                                        | (1) 子どもと母親の健康の増進                                |
|                                                                                       | (2) 子どもと母親に対する医療提供体制の充実                         |
|                                                                                       | (3) 食育の推進                                       |
|                                                                                       | (4) 保護者への子育て支援の充実                               |
|                                                                                       | (5) 子どもの貧困対策等支援を必要とする子育て世帯への取り組みの充実（子どもの貧困対策計画） |
|                                                                                       | (6) 仕事と子育てとの両立の推進                               |
| (3)<br>子育てしやすい地域・まちづくりのための支援                                                          | (1) 家庭や地域の教育力の向上                                |
|                                                                                       | (2) 子どもの安全の確保                                   |
|                                                                                       | (3) 子育てしやすい環境づくりの推進                             |

## 第 4 章 施策の展開

# 1 子どもへの支援

## 現状

### ■現状

| 区分        | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 統計データ     | <p>○年少人口が減少傾向にあることから、教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の利用が全体的に減少傾向になることが見込まれる。</p> <p>○総人口は増加傾向にあるため、サービスを提供する体制の整備は比較的円滑に進めることができる。</p>                                                                                                                                                                                                                      |
| アンケート調査結果 | <p>○就学前児童のうち、約4分の3が教育・保育事業を利用している。</p> <p>○0～1歳の子どもがいる保護者のうち、約3割が「子どもが1歳の時から、保育園を利用したい」と回答している。</p> <p>○病児・病後児保育について、就学前児童保護者のうち、約4分の1が「できれば利用したかった」と回答している。</p> <p>○不定期の教育・保育事業を利用していない理由について、「利用料がかかる・高い」「利用料がわからない」「利用対象かどうかわからない」「事業の利用方法がわからない」という回答がそれぞれ1割前後みられる。</p> <p>○放課後児童クラブの利用希望について、土曜日で約2割、長期休暇中で約8割みられる。</p>                        |
| 第1期計画の評価  | <p>○平成30年（2018年）に幼稚園、小規模保育事業所の開設や、既存の保育園の定員の増加等、教育・保育事業の提供体制の整備が進められた。</p> <p>○保育士が不足している。</p> <p>○児童館における「ひだまりっこ」は好評であり、親子や保護者同士の交流ができる場となっている。</p> <p>○放課後児童クラブの利用者が増加している。</p> <p>○「広報やまゆり」や青少年健全育成協力店等において、家庭の日の啓発を実施した。</p> <p>○障害福祉サービス事業所等と連携し、障害児福祉サービスの提供を行っている。</p> <p>○御代田町虐待等防止ネットワーク協議会では、個別ケースの総合的な把握、虐待防止対策の課題を整理する実務者会議も開催している。</p> |



## 現状からうかがえる課題

年少人口が減少傾向にあることから、今後、サービスの利用が減少傾向となることが予想されます。また、第1期計画における教育・保育事業では、提供体制の整備が進められてきた一方、保育士の不足や利用者への周知が課題となっています。

また、当町では、全国的な傾向と同様に、保護者の就労形態の多様化が進んでおり、幅広いニーズに対応することができる教育・保育サービスの充実が求められています。

## 施策の方向性

今後は、通常保育に加え、多様な教育・保育サービスの充実を図るとともに、サービス提供のための体制の整備や利用促進等、サービスの質の向上を図る取り組みが求められます。

当町の宝である子どもが幸せを実感し、健やかに成長することができるよう、子どもの育ちを第一に考えた施策を行います。



## (1) 保育サービスの充実

| 具体的取り組み                            | 方針                                                                                                                                                                                                          |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 通常保育                               | <p>○保護者が仕事や疾病等で児童を家庭で保育できない場合、保育園において保育を行います。</p> <p>○毎月園だよりを発行する等、積極的な情報提供を行います。また、保育士の質の向上のため定期的に研修を実施するほか、第三者評価を受審することで、保育の質の向上を図ります。</p> <p>○保護者のニーズを的確にとらえながら、私立保育園と協力・連携し、多様な保育サービスが提供できるよう検討します。</p> |
| 3歳未満児保育の充実                         | <p>○3歳未満児の保育ニーズが高まっていることから、3歳未満児保育のための受け皿の確保を進めます。</p> <p>○保護者が安心して3歳未満児を預けることができるよう、保育士の確保、育成等を図り、保育の質を高めます。</p>                                                                                           |
| 延長保育<br>(時間外保育事業)                  | <p>○子育て家庭の多様化する勤務形態に対応するため、保育園で朝と夕方の延長保育を実施します。</p>                                                                                                                                                         |
| 一時保育                               | <p>○保護者の短時間勤務や急病により、家庭において主に昼間の保育が一時的に困難になった場合、保育園において乳幼児の保育を実施します。</p> <p>○保育士不足の解消を図り、多様化する保護者のニーズに対応できるよう努めます。</p>                                                                                       |
| 一時預かり事業                            | <p>○幼稚園における在園児を教育時間後に預かることで、働く保護者に対する子育て支援を促進します。</p>                                                                                                                                                       |
| 病児・病後児保育                           | <p>○病気の治療中または回復期にあり、集団保育が適当でなく、かつ保護者のやむを得ない事情により家庭で保育できない児童に対し、専用の保育室で看護師等の専門スタッフによる保育を行います。</p> <p>○近隣市町と連携するとともに、町内施設での実施について検討します。</p>                                                                   |
| 土曜保育                               | <p>○保護者の勤務等の都合に合わせ、町内のすべての園で土曜日に希望保育を行い、保護者が安心して働ける環境を整備します。</p>                                                                                                                                            |
| ファミリー・サポート・センター事業<br>(子育て援助活動支援事業) | <p>○地域において相互に助け合う有償ボランティア組織を社会福祉協議会が主体となり運営し、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)に対し、援助をする人(援助会員)を紹介します。</p> <p>○地域の協力者を得られるよう、事業のさらなる周知を図るとともに、利用しやすいサービスになるよう努めます。</p>                                                      |

| 具体的取り組み                | 方針                                                                                                                           |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子育て短期支援事業<br>(ショートステイ) | ○保護者の緊急の都合により、宿泊に伴う児童の養育が一時的に困難になった場合に、関係機関と連携し、児童の適切な保護を行います。<br>○相談者に制度説明を行い、利用者の負担軽減につながるよう努めます。また、窓口やホームページ等で事業の周知を図ります。 |
| 子育て応援ヘルパー<br>派遣事業      | ○体調不良等で育児に援助が必要な子育て家庭の負担軽減を図るため、ヘルパーを派遣します。                                                                                  |
| にこにこ広場                 | ○未就園児と保護者を対象に、保育園において遊びや生活を体験し、保育園児との交流を行います。<br>○地域の子育て支援拠点としての役割を果たすため、開催回数の拡充を図ります。                                       |

#### ■指標

| 指標          | 現状<br>令和元年度（2019年度） | 目標<br>令和6年度（2024年度） |
|-------------|---------------------|---------------------|
| にこにこ広場の開催回数 | 4回                  | 8回                  |

## （２）子どもの居場所づくりの充実

| 具体的取り組み                   | 方針                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童館<br>(地域子育て支援拠点事業)      | ○乳幼児とその保護者が気楽に集い、相互の交流ができる場所として、育児に関する相談や指導、情報の発信等を行います。<br>○地域の子育て支援の拠点として、就園前の親子を対象とした「ひだまりっこ」を開催します。<br>○子どもの安全・安心な居場所づくりを推進し、乳幼児とその保護者が気軽に来館できる児童館を目指します。<br>○放課後子ども教室との一体的な提供に向けた検討を進めます。 |
| 放課後児童健全育成事業<br>(放課後児童クラブ) | ○保護者の就労等により、昼間留守家庭の小学校低学年までの児童に対し、放課後や学校の長期休み等における遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。<br>○利用状況や利用意向を踏まえ、提供体制の整備を進めます。<br>○「大林児童館」「東原児童館」の職員による合同職員会議を年数回実施し、連携を取りながら運営を行います。                             |
| 多様な学びの場の充実                | ○まなびの館「エコールみよた」や公民館等の公共施設の適切な管理・運営を行い、子どもが学ぶ場を提供します。                                                                                                                                           |

■指標

| 指標       | 現状<br>令和元年度（2019 年度） | 目標<br>令和 6 年度（2024 年度） |
|----------|----------------------|------------------------|
| 児童館の来館者数 | 2,666 人              | 2,837 人                |

### （３）子どもの生きる力を育む教育の充実

| 具体的取り組み              | 方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小学校英語体験学習            | <p>○学級担任と連携し、チームティーチング形式により体験学習・英語授業を実施します。</p> <p>○１～４年生では、「聞くこと」「話すこと」を中心とした外国語活動において、外国語の音声や基本的な表現等に慣れ親しむこと活動目標として学習を行います。</p> <p>○５、６年生では、児童が英会話に慣れる体験や学習を行う中で、「読む・聞く・話す・書く」の４技能を育み、言語や文化に対する理解を深めながら、中学校の英語につなげる学習を行います。</p> <p>○５、６年生は、英語の成績が評価されるため、担任主体の授業展開が必要であることから、学級担任の英語力の向上を図ります。</p> |
| 中学校ＡＥＴ事業             | <p>○中学校における外国語教育の充実とコミュニケーション能力の向上を図るため、「読む・聞く・話す・書く」の４技能を養うとともに、基礎的・実用的な語学力の習得を目指して語学指導を行います。</p> <p>○英語教科担任と外国人講師のチームティーチング形式による授業を行い、語学指導に取り組みます。</p> <p>○英語弁論大会に向け、発音や内容等の指導を行い、授業時間外における活動への積極的な参加を図ります。</p> <p>○小学校の英語が教科化されることにともない、小学校英語と中学校英語との連携を図れるよう検討します。</p>                           |
| 放課後学習塾<br>（ステップアップ塾） | <p>○子どもたちの基礎学力の向上を目指し、中学生（英語・数学）と小学生（算数）を対象として、水曜日の放課後に放課後学習塾を開講します。受講料無料（テキスト代・保険料のみ負担）。</p> <p>○教科、対象学年、開催回数の拡充について、検討を図ります。</p>                                                                                                                                                                   |

| 具体的取り組み          | 方針                                                                                                                                                                                     |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公設学習塾<br>(ドリカム塾) | <p>○義務教育の最終学年であるとともに、高校受験を控えた中学３年生の希望者を対象に、民間委託による公設塾を開講します。</p> <p>○民間教育機関の指導方法やノウハウを生かした学力向上における公設塾（英語・数学）を土曜日に開講し、より一層の学力向上を目指します。</p>                                              |
| 職場体験学習           | <p>○中学校における進路学習の一環として、生徒の職場観・勤労観を育成するため、町内外の事業所において体験学習を行います。</p> <p>○生徒が直接働く人と接することにより、实际的な知識や技術・技能に触れ、学ぶことや働くことの意義を理解し、生きることの尊さを実感する機会を提供します。</p>                                    |
| 心理相談事業           | <p>○中学校内に、生徒の心の悩みを聞く場として心の相談室を設置し、心の相談員を配置します。</p> <p>○日常的に児童・生徒や保護者が相談できる公認心理士（正規職員）を配置し、教育委員会を拠点として町内小中学校を巡回し、発達検査や教育相談業務を行い、継続した支援につなげます。</p> <p>○保育園、児童館の巡回相談については、段階的に取り組みます。</p> |

#### ■指標

| 指標        | 現状            | 目標            |
|-----------|---------------|---------------|
|           | 令和元年度（2019年度） | 令和6年度（2024年度） |
| 英語教科授業の実施 | 205日          | 205日          |



#### (4) 子どもの健全育成

| 具体的取り組み                                                   | 方針                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| おはなし会・ちいさい<br>おともだちのおはなし<br>会・ブックスタート<br>事業・セカンドブック<br>事業 | <p>○幼児期から本に親しむことを目的に、幼児、小学校低学年児童を対象に、図書館にてボランティアによる本の読み聞かせを行います。</p> <p>○「ブックスタート事業」として、10 か月児健診の際に絵本のプレゼントと読み聞かせを行います。</p> <p>○新小学校一年生対象の「セカンドブック事業」については、2019 年度は司書が選ぶ「小学校低学年におすすめの本」を学級文庫として設置し、2020 年度以降の在り方について検討します。</p> |
| 子どもおたのしみ会                                                 | ○幼児・児童を対象に、人形劇の上演や映画の上映を行います。                                                                                                                                                                                                  |
| 各種スポーツ大会                                                  | ○小中学生等を対象とした各種スポーツ大会をスポーツ協会専門部と協力して開催し、青少年の健全育成を図ります。また、新規事業について検討します。                                                                                                                                                         |
| 少年スポーツ教室・ス<br>ポーツ少年団活動                                    | <p>○小学生を対象に、野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、硬式テニス、ジュニアカーリング等のスポーツ少年団活動を積極的に支援し、内容の充実と振興を図ります。</p> <p>○少年スポーツ教室については、より多くの子どもたちがスポーツに興味をもてるよう需要を把握しながら、内容の検討を行います。</p>                                                                  |
| 記念樹の贈呈                                                    | ○子どもの健やかな成長を願い、出産時に記念樹を贈呈します。併せて、緑豊かな環境づくりを進めます。                                                                                                                                                                               |

#### ■指標

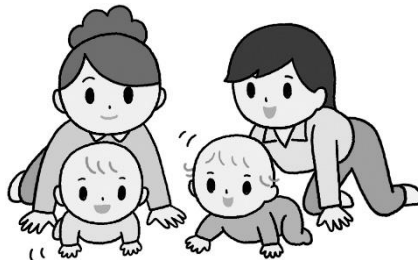
| 指標       | 現状<br>令和元年度（2019 年度） | 目標<br>令和 6 年度（2024 年度） |
|----------|----------------------|------------------------|
| 読み聞かせ開催数 | 39 回                 | 41 回                   |

## (5) 次代の親の育成

| 具体的取り組み     | 方針                                                                                                                                      |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 思春期ふれあい体験学習 | <p>○中学2年生を対象に、家庭科の授業の一環として保育園でのふれあい体験学習を実施します。</p> <p>○乳幼児とのふれあいを通じて、命の尊さや性の尊厳、子どもや家庭の大切さを理解させる体験学習とします。</p>                            |
| 家庭の日等の啓発の推進 | <p>○家庭の日（毎月第3日曜日）等において、生命を育むことの大切さや、家族の大切さを次代に伝えられるよう広報・啓発を進めます。</p> <p>○「広報やまゆり」等を通じて、家庭の日の周知に努めます。また、町内の青少年健全育成協力店とも連携し、啓発を推進します。</p> |
| 性教育講座       | <p>○思春期の子どもたちが自分自身の心身の変化を理解するとともに、性感染症を自分の問題としてとらえ、予防していくための正しい知識と自己管理能力、判断力を身に付けることができるよう、中学生を対象に性教育講座を開催し、性に関する正しい知識の啓発に努めます。</p>     |
| エイズ予防啓発     | <p>○中学生を対象に、エイズ等の性感染症を予防する知識を身に付けるとともに、自己管理能力、判断力を持つことの大切さも併せて啓発します。また、中学生は発達段階に差があるため、学年別に講演会を開催します。</p>                               |

### ■指標

| 指標               | 現状<br>令和元年度（2019年度） | 目標<br>令和6年度（2024年度） |
|------------------|---------------------|---------------------|
| 思春期ふれあい体験学習の開催回数 | 1回                  | 3回                  |



## (6) 障害児福祉施策の充実

| 具体的取り組み          | 方針                                                                                                                                               |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別児童扶養手当の支給      | ○精神や身体に重度障害のある在宅児童に対する福祉の向上及びその児童を看護する父母や父母以外の養育者が安定した生活を送るための手助けとして、特別児童扶養手当を支給します。認定については、長野県知事が行うため、事務は長野県で行います。                              |
| 補装具の交付（修理）       | ○身体障害者手帳を持っている児童の身体上の障害を補うため、補装具の交付・修理を行います。                                                                                                     |
| 日常生活用具の給付（貸与）    | ○在宅の重度身体障害児、知的障害児に対し、日常生活の便宜を図るため、障害の種類、程度に応じて日常生活用具の給付を行います。                                                                                    |
| 障害児福祉手当          | ○日常生活において、常時介護を必要とする在宅の重度障害児に障害児福祉手当を支給し、児童の福祉の向上を図ります。認定については、長野県知事が行うため、事務は長野県で行います。                                                           |
| 放課後等デイサービス       | ○学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。<br>○やまゆり共同作業所等との連携を強化し、児童へ適切なサービス支援を提供します。 |
| 短期入所             | ○在宅の障害児（者）等の介護者が一時的に家庭において介護できないときに、短期間、夜間も含めて施設等において介護します。                                                                                      |
| タイムケア事業          | ○心身障害児（者）等の介護者が一時的に家庭において介護できないときに、施設や近隣において介護委託をすることにより、その心身障害児（者）及び家庭の地域生活を支援します。                                                              |
| ホームヘルプサービス（居宅介護） | ○在宅の障害児（者）等の介護者が介護できないときに、ホームヘルパーを派遣し、日常生活において必要な支援を行います。                                                                                        |



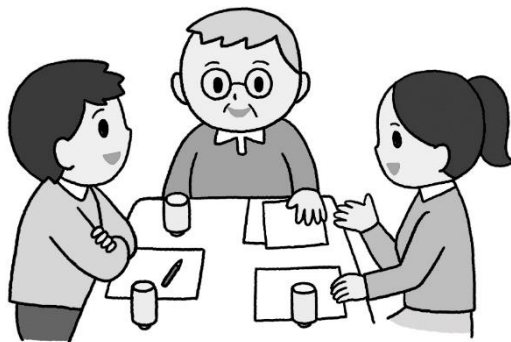


## (7) 虐待等支援を必要とする子どもへの支援

| 具体的取り組み        | 方針                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 虐待等防止ネットワーク協議会 | <p>○御代田町虐待等防止ネットワーク協議会を設置し、虐待等の発生の予防、早期発見・早期対応に努めます。また、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を開催し、実務的な面を重視することで、地域の中で各種虐待の認識の向上を図り、個別支援を継続的に実施できる体制を整備し運営します。</p> <p>○保健・福祉・医療・教育・警察等、対象者を取りまく地域の関係機関や関係者がネットワークを形成し、情報共有や役割分担を行うことで、多角的かつ一体的な取り組みを推進します。</p> |
| ライフルームの設置      | <p>○学校に来られず家庭に閉じこもりがちな児童・生徒のよりどころとして、ライフルーム（中間教室）を設置します。専任の担当職員を配置し、来訪する児童・生徒の支援を行います。</p> <p>○自己肯定感を高め、自立心や社会性、学校復帰に向かう意欲を引き出すため、少人数集団の中で自主学習や相談等を中心にさまざまな活動を行います。</p> <p>○保護者や学校、関係機関と相談・連携しながら、学校復帰に向けた支援等、子ども一人ひとりに応じた対応を行います。</p>    |

### ■指標

| 指標                       | 現状<br>令和元年度（2019 年度） | 目標<br>令和 6 年度（2024 年度） |
|--------------------------|----------------------|------------------------|
| 虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議の開催回数 | 2回                   | 2回                     |



## (8) 教育・保育を提供する体制の整備

| 具体的取り組み         | 方針                                                                                               |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幼児期の教育・保育施設の確保  | <p>○安心して子どもを預けることができる、幼稚園・保育施設の充実を図ります。</p> <p>○引き続き教育・保育施設の整備やさらなる教育・保育の質の向上を目指します。</p>         |
| 教育・保育に係る関係機関の連携 | <p>○幼稚園・保育園から小学校生活へのスムーズな移行を図るため、関係機関の連携を強化します。</p> <p>○幼保小連絡会において情報交換等を行い、切れ目のない支援体制を構築します。</p> |

### ■指標

| 指標          | 現状<br>令和元年度（2019年度） | 目標<br>令和6年度（2024年度） |
|-------------|---------------------|---------------------|
| 幼保小連絡会の開催回数 | 1回                  | 2回                  |



## 2 保護者への支援

### 現状

#### ■現状

| 区分        | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 統計データ     | <p>○1世帯数あたりの人員数はおおむね減少傾向にあり、核家族化が進行している。</p> <p>○母子家庭数・父子家庭数はいずれも増加傾向にある。</p> <p>○女性の労働力率は30歳代以上で増加傾向にあり、全国・長野県と比較しても高くなっている。</p>                                                                                                                                                                 |
| アンケート調査結果 | <p>○子育てを主にしている人について、「主に母親」が約5割となっている。</p> <p>○子ども食堂の利用意向について、就学前児童保護者では「参加させたい」が約4割、「参加させたくない」が1割強、「わからない」が5割弱となっている。</p> <p>○子育てに関する悩みについて、就学前児童保護者では「食事や栄養に関すること」「病気や発育・発達に関すること」「子どもの教育に関すること」が高く、小学生保護者では、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」「子どもの学習について」「子どもの教育に関すること」となっており、保護者が悩みを抱えている内容が異なっている。</p> |
| 第1期計画の評価  | <p>○乳児家庭全戸訪問事業は、対象となる子育て世帯に対し、おおむね実施できている。</p> <p>○母子健康手帳の発行時において、すべての妊婦に対し、面接を行っており、妊婦の不安の解消につなげている。</p> <p>○2歳児すくすく教室では、産前・産後休業から職場復帰した保護者も参加しやすいよう、内容の見直しを行った結果、対象となる親子の約3割が参加し、参加できなかった親子についても参加のお誘いを兼ね、電話で連絡等を取り、健康相談に応じている。</p> <p>○5歳児健やか教室・相談は、対象となる親子の8割以上が毎年参加しており、内容も好評を博している。</p>     |

## 現状からうかがえる課題

近年、核家族化や地域のつながりの希薄化等で子育て世帯が地域で孤立するケースが多くみられます。保護者が地域で孤立することなく、気軽に周囲や専門機関に相談することができるよう、子育て支援施策の周知・啓発や利用促進、地域ぐるみの子育て支援が求められます。

アンケート調査結果によると、約半数の家庭で育児をしているのは「主に母親」と回答されており、父親の育児への参画が求められています。また、子どものライフステージごとに保護者が抱えている悩みが変化していることから、子どもや保護者に対する切れ目のない支援が求められます。

## 施策の方向性

子どもが健やかに育つためには、子どもを育てる家庭への支援が必要不可欠です。保護者が子育てに関する悩みや不安を気軽に相談でき、軽減・解消するための施策・取り組みや仕事と育児の両立のための取り組みを推進し、子どもを産み、育てやすいまちを目指します。

また、第1期計画では、親子の健康づくりに関する取り組みがおおむね好評であったことから、さらなる内容の充実を図り、子育て世帯の移住・定住促進につなげます。



## (1) 子どもと母親の健康の増進

| 具体的取り組み                 | 方針                                                                                                                                                                    |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新生児訪問指導<br>(乳児家庭全戸訪問事業) | ○生後1か月児、2か月児を対象に、保健師が家庭を訪問し、育児及び産婦の健康について指導・相談を実施します。                                                                                                                 |
| 妊娠・不妊に対する支援<br>(妊婦健康診査) | ○妊婦の健康管理の充実を図り、無事出産を迎えられるよう、妊婦健康診査に対して14回の助成を行うとともに受診を勧奨します。また、不妊治療費に対して助成を行い、長野県と連携をとりながら不妊等の悩みを抱えている人への相談支援や情報提供を行います。<br>○母子手帳発行時、すべての妊婦と面談することで、妊婦の不安の解消と支援を図ります。 |
| 産後ケア事業                  | ○出産直後で、保健指導や育児指導が必要な母親や乳児に対し、母体の管理や育児指導等の保健指導を行います。                                                                                                                   |
| 予防接種                    | ○乳幼児を対象に、予防接種法に基づく定期予防接種を個別に接種できるよう受診票の交付を行います。<br>○就学児健診では未接種の予防接種を把握し、受診勧奨を行います。                                                                                    |
| 乳幼児健康相談                 | ○乳幼児を対象に年12回の定期相談を実施します。保健師や栄養士による発達、育児、栄養等の個別相談を行うほか、健診後の要フォロー児の状況把握や支援・相談の場としても活用します。<br>○乳幼児の成長や発達について、保護者の不安解消に努めます。                                              |
| 4か月児健康診査                | ○4か月児、5か月児を対象に身体測定、問診、内科診察、離乳食指導、保健指導を行います。成長発達状況の観察や疾病・異常の発見に努め、乳児の健康保持・増進を図ります。また、生活リズムの確立の重要性を理解してもらうよう努めます。                                                       |
| 10か月児健康診査               | ○10か月児、11か月児を対象に身体測定、問診、内科診察、歯科指導、保健指導を行います。成長発達状況の観察や疾病・異常の発見に努め、月齢と発達段階に合わせた育児指導により乳児の健康保持・増進を図ります。特に、生え始めた乳歯の虫歯予防の意識向上に取り組みます。                                     |
| 1歳6か月児健康診査              | ○1歳6か月児、1歳7か月児を対象に身体測定、問診、内科診察、歯科診察、歯科指導、保健指導を行います。運動機能、視聴覚、精神発達等の障害の早期発見に努めるとともに、虫歯予防・栄養指導等、幼児の健康保持・増進を図ります。                                                         |

| 具体的取り組み     | 方針                                                                                                                                                        |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2歳児すくすく教室   | <p>○2歳児と保護者を対象に 体の健康、心の健康について体験を通じて学ぶ教室として開催します。また、1歳6か月児健診の際に要経過観察となった子どもの状況を把握し、発達障害の特徴がある子どもに対して適切な支援を行います。</p> <p>○仕事復帰をしている保護者も参加しやすいよう内容を検討します。</p> |
| 3歳児健康診査     | <p>○3歳1か月児から3歳3か月児を対象に、身体測定、問診、内科・歯科診察、歯科指導、尿検査、視聴覚検査、保健指導等、医師・歯科医師による総合的な健診を実施し、幼児の健康保持・増進を図ります。特に視機能検査を導入し、遠視・乱視等の早期発見に努めます。</p>                        |
| 5歳児健やか教室・相談 | <p>○幼稚園、保育園の年中児にあたる子どもと保護者を対象に、就学前の親子の健康教育を行うほか、就学にあたり継続的な支援を必要とする子どもを把握し、効果的な支援を行います。</p>                                                                |
| 歯科指導        | <p>○幼稚園児・保育園児を対象に歯科衛生士が歯磨き指導を実施し、状況を家庭に個別で通知するとともに、虫歯予防や食生活について保護者に指導します。</p>                                                                             |

#### ■指標

| 指標           | 現状            | 目標            |
|--------------|---------------|---------------|
|              | 令和元年度（2019年度） | 令和6年度（2024年度） |
| 乳幼児健康相談の実施回数 | 12回           | 12回           |

## （2）子どもと母親に対する医療提供体制の充実

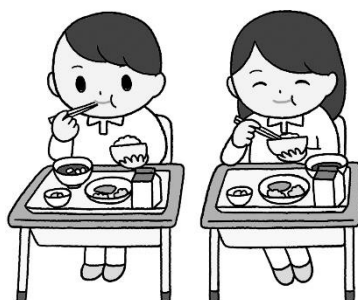
| 具体的取り組み     | 方針                                                                                                                                     |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小児救急医療への支援  | <p>○小児を含む休日、夜間における入院治療を必要とする救急患者や、重症患者の医療の確保を図ります。また、関係機関との連携により、救急医療に関する情報提供を行います。</p> <p>○佐久広域連合を構成している11市町村で事業費を分担し、事業を継続実施します。</p> |
| 未熟児養育医療への支援 | <p>○医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療費の給付を行うことで、保護者の経済的負担の軽減を図ります。</p>                                                                          |

### (3) 食育の推進

| 具体的取り組み    | 方針                                                                                                                                                                               |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校給食における食育 | <p>○栄養教諭が中心となって各学校と連携し、料理教室、児童の農業収穫体験、給食時の学級訪問、学校図書館とのコラボ給食等、食育に関わる給食の献立の提案等を行います。</p> <p>○児童・生徒が健康に過ごすための望ましい食生活を実現し、健康推進が図れるよう努めます。</p> <p>○各学校と連携し、学校の要望を取り入れながら食育を推進します。</p> |
| ふれあい教室     | ○2か月児、3か月児を対象に、お粥の試食をしながら離乳食についての指導を行います。また、乳児体操等を通じて乳児の健全育成を図るとともに、保護者同士の交流の場とします。                                                                                              |
| モグモグ教室     | ○7か月児、8か月児を対象に、離乳食の正しい進め方の指導や試食を行います。また、保育・虫歯予防についても指導を行い、乳児の健全育成を図るとともに、保護者同士の交流の場とします。                                                                                         |
| 保育園給食部会の開催 | ○毎月、保育園において給食部会を開催し、園長や栄養士、調理員が食育を踏まえた給食の献立の検討や確認、情報共有を行い、食育の推進を図ります。                                                                                                            |
| 地産地消推進事業   | <p>○学校給食に町内でつくられた農産物や米を使用し、地産地消を推進します。また、生産者と連携を取りながら、学校給食へ活用可能な農産物の導入を継続的にを行います。</p> <p>○献立に使用している地元食材について児童・生徒へ周知する等、子どもたちが地元の食材に親しむことができる機会となるよう取り組みます。</p>                   |

#### ■指標

| 指標                | 現状<br>令和元年度（2019年度） | 目標<br>令和6年度（2024年度） |
|-------------------|---------------------|---------------------|
| 学校図書館とのコラボ給食の開催回数 | 10回                 | 12回                 |



#### (4) 保護者への子育て支援の充実

| 具体的取り組み              | 方針                                                                                                                                             |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子育て世代包括支援センターの設置     | <p>○子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠から出産、子育てまで子どもの成長過程に応じた切れ目のない支援を行います。</p> <p>○子育て世代包括支援センターを拠点として、子ども・子育て支援に関する情報提供や事業の利用について相談支援を実施します。</p>            |
| 子育て支援センターの検討         | <p>○子育て中の親子の交流や育児相談等を行います。</p> <p>○地域の子育て支援センターの整備や機能強化を進めます。</p>                                                                              |
| 子育てガイドブック・子育てマップ等の作成 | <p>○子育てガイドブックを作成し、子育てに関する情報提供を行います。ガイドブックは、母子手帳の発行時や転入時に役場の窓口で配布します。また、児童福祉施設に設置するほか、ホームページに内容を掲載します。</p> <p>○毎年、関係各課と連携して内容を精査し、情報を更新します。</p> |
| 広報活動                 | ○「広報やまゆり」やホームページを通じて、子育て支援情報や児童の健全育成について、広報・啓発を実施します。                                                                                          |
| 遊びの教室                | ○1歳6か月児・3歳児健康診査後、言葉の遅れや多動等、フォローが必要な幼児を対象に、遊びを通じて親子のふれあいや育児について考える機会として実施します。                                                                   |
| 副食費・学校給食の無償化         | <p>○保育園等の副食費無償化へ向けた検討を行います。</p> <p>○小学校・中学校における学校給食の無償化へ向けた検討を行います。</p>                                                                        |
| 高校通学費補助              | ○高校へ進学する子どもの保護者を対象に、通学費の負担軽減のため、通学費（電車代・バス代）にかかる補助を検討します。                                                                                      |
| 出産祝金の支給              | ○出産や子育てに対する経済的負担を軽減するため、出産時に祝金を支給します。                                                                                                          |
| 子育て応援タクシー利用助成事業      | ○妊婦や乳児を育てる保護者に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。                                                                                                            |
| ほんわかひろば              | ○子育て中の保護者が、連れてきたお子さんの大きな声や泣き声等を気にせず図書館を楽しんでいただけるよう、閉館日（偶数月の最終木曜日）の10:00～12:00に、親子連れのみ館内を開放して、ゆっくりと本を選んでいただける時間を設けています。                         |

#### ■指標

| 指標           | 現状<br>令和元年度（2019年度） | 目標<br>令和6年度（2024年度） |
|--------------|---------------------|---------------------|
| 子育て支援センターの設置 | —                   | 1か所                 |



## （５）子どもの貧困対策等支援を必要とする子育て世帯への取り組みの充実

| 具体的取り組み                    | 方針                                                                                                                                                           |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 子どもの貧困・困窮対策の充実             | <p>○経済的に困難を抱える子どもや子育て世帯に対し、教育・就学支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、あらゆる面からの支援を行います。</p> <p>○子どもの貧困問題について、周知を行います。</p> <p>○経済的に困難を抱える子どもや子育て世帯について、生活実態の把握に努めます。</p>         |
| 児童手当の支給                    | ○児童養育家庭の生活の安定と児童の健全な育成及び資質の向上を目指すため、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的支援を行います。                                                                                               |
| 児童扶養手当の支給                  | ○父母の離婚等により、子どもの養育をしているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。認定については、長野県知事が行うため、事務は長野県で行います。                                                      |
| ひとり親家庭の集い                  | ○ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、社会福祉協議会の主催による旅行を実施します。普段は忙しい保護者と子どもが楽しいひとときを過ごすとともに、他の家庭との交流を図ります。                                                                        |
| 福祉医療給付                     | ○子ども・障害者・ひとり親家庭等、それぞれの制度の受給者の健康の保持、及び福祉の増進を図ることを目的とし、自己負担分の医療費の一部を助成します。                                                                                     |
| 養育支援訪問事業・その他要保護児童の支援に資する事業 | <p>○養育支援が特に必要な家庭を保健師が訪問し、養育に関する指導・相談等を実施します。</p> <p>○ネットワーク協議会実務者会議に参加する等、福祉係と連携し、支援が必要な家庭への適切な支援体制を整え、住民生活の向上につなげます。今後、支援の必要な家庭の増加が見込まれるため、対象者の把握に努めます。</p> |
| 社会的養育の推進                   | ○町の相談窓口等において、社会的養育や里親制度の概要がわかるパンフレット等を配布します。                                                                                                                 |

### ■指標

| 指標            | 現状<br>令和元年度（2019年度） | 目標<br>令和6年度（2024年度） |
|---------------|---------------------|---------------------|
| 養育支援訪問事業の訪問件数 | 0回                  | 2回                  |

## (6) 仕事と子育てとの両立の推進

| 具体的取り組み                 | 方針                                                                                                                                                             |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ワーク・ライフ・バランスに関する取り組みの推進 | <p>○ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方の見直しを促進するための広報・啓発、事例の収集、紹介等の取り組みを行います。また、仕事と子育ての両立のための基盤整備として、さまざまな働き方に対応した子育て支援を促進します。</p> <p>○児童館において、年2回、女性就業相談員による就労相談を行います。</p> |
| 長野県と連携した仕事と子育てとの両立の推進   | ○仕事と子育ての両立支援のため、国・長野県の取り組みに積極的に協力します。                                                                                                                          |

### ■指標

| 指標          | 現状<br>令和元年度（2019年度） | 目標<br>令和6年度（2024年度） |
|-------------|---------------------|---------------------|
| 女性就業相談の実施回数 | 1回                  | 2回                  |



### 3 子育てしやすい地域・まちづくりのための支援

#### 現状

##### ■現状

| 区分                | 内容                                                                                                                                                        |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アンケート調査結果         | ○子育てをするうえで、地域の人に望みたいことについて、「子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」「子どもが良くないことをしているときは、積極的に叱ってほしい」等が高くなっている。                                                       |
| 子育てCafeワークショップの結果 | ○「御代田町で子育てをしていてよかったこと」では、公園の充実や移住者を受け入れる環境が整備されていること、ご近所づきあいの良さを挙げる意見があった。                                                                                |
| 第1期計画の評価          | ○子どもや保護者と地域住民が交流する機会や場を多く設け、双方からも好評である。<br>○地域の見守り隊等と連携し、子どもの安全の確保を進めてきたが、人員の不足が課題となっている。<br>○子育てしやすい環境づくりに向け、子どもにとって有害である情報や環境の除去に向けた取り組みを地域と連携して実施している。 |

#### 現状からうかがえる課題

子育て世帯が安心して楽しみながら子育てをするためには、町民が子育てに積極的に関わり、地域やまちぐるみで子育てのしやすい環境づくりを進めていく必要があります。

#### 施策の方向性

当町では、あらゆる場面で町民と子どもや保護者が交流する機会をより多く設けるとともに、地域住民の子育てへの参画を促進し、安心して子育てがしやすいまちを目指します。

また、行政によるハード・ソフト両面の子育て支援のための環境整備を進め、子育てしやすい地域・まちづくりに取り組みます。

## (1) 家庭や地域の教育力の向上

| 具体的取り組み  | 方針                                                                                                                |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域との交流   | ○小学校の総合学習の時間を利用して、家庭や地域との連携を図り、社会体験や自然体験を通じて、お年寄りや地域の方との交流を深めます。                                                  |
| 子ども自然探検隊 | ○小学生を対象に年5回開催します。地域の自然を探検し、その大切さやすばらしさを学びながら、子どもたちの社会性や創造性を養います。<br>○毎年参加する子どもや、低年齢の子どもも安全に楽しく勉強できるよう、内容の充実を図ります。 |
| 農作物収穫体験  | ○小学生を対象に地域の農産物の収穫を体験し、給食で利用するほか、家庭に持ち帰ります。<br>○農作業を通じて、親子や仲間とのふれあいの場、貴重な体験の場を提供します。                               |
| 子ども考古学体験 | ○小学生を対象とした考古学体験学習を実施します。体験学習を通じて、郷土の文化・歴史への理解と関心を高めます。                                                            |
| 龍神まつり    | ○伝統文化を次の世代に継承していくため、「信州御代田・龍神まつり」において、南小学校、北小学校の5・6年生が参加できる子龍の舞を行います。                                             |

### ■指標

| 指標            | 現状<br>令和元年度（2019年度） | 目標<br>令和6年度（2024年度） |
|---------------|---------------------|---------------------|
| 子ども自然探検隊の開催回数 | 5回                  | 5回                  |

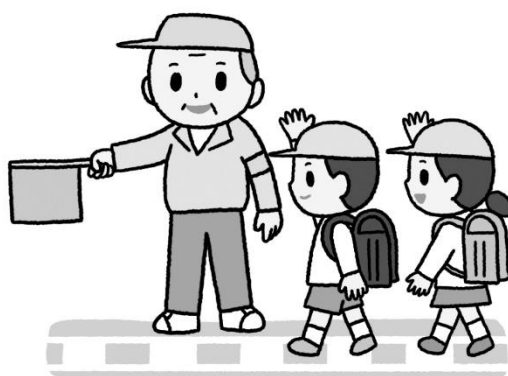


## (2) 子どもの安全の確保

| 具体的取り組み          | 方針                                                                                                                                            |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 交通安全教育           | <p>○春と秋、小学校において交通安全教室を開催し、通学路の安全な歩行、自転車の乗り方、整備等の指導を行います。また、春には新入学児童を対象に登下校時の交通指導を実施し、交通安全教育を推進します。</p> <p>○新入学児童に対し、登下校時に着用するヘルメットを配布します。</p> |
| 社会環境づくりのためのパトロール | <p>○地域の安全を確保するため、防犯協会・生活安全推進協議会・警察等と連携し、犯罪や事故の防止を図ります。</p> <p>○佐久少年警察ボランティアや地域の見守り隊が、登下校時の児童をサポートします。</p> <p>○地域の見守り隊の人員増加を図ります。</p>          |

### ■指標

| 指標              | 現状<br>令和元年度（2019年度） | 目標<br>令和6年度（2024年度） |
|-----------------|---------------------|---------------------|
| 見守り隊による登下校時の見守り | 2回                  | 2回                  |

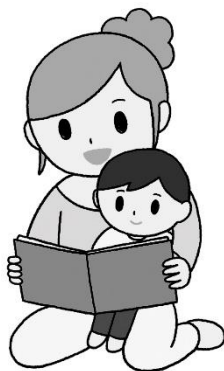


### (3) 子育てしやすい環境づくりの推進

| 具体的取り組み         | 方針                                                                                                         |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有害図書等自動販売機対策委員会 | <p>○子どもたちが有害図書等の情報に巻き込まれないよう、広報・啓発活動を充実させます。</p> <p>○有害図書自動販売機が新設されないよう、毎年調査を実施するほか、設置された場合は撤去要請を行います。</p> |
| 有害環境チェック活動      | <p>○「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」（7月）、「全国青少年健全育成強調月間」（11月）に合わせ、御代田駅前で啓発パンフレットを配布するほか、店舗等の有害環境チェック活動を実施します。</p>     |

#### ■指標

| 指標                 | 現状<br>令和元年度（2019年度） | 目標<br>令和6年度（2024年度） |
|--------------------|---------------------|---------------------|
| 街頭での啓発パンフレットの配布活動数 | 2回                  | 2回                  |



## 第 5 章 事業の量の見込みと確保方策

## 1 教育・保育提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」では、市町村子ども・子育て支援事業計画において、教育・保育提供区域を定め、区域ごとに教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

当町では、教育・保育提供区域を町全体の1区域とし、利用者のニーズや提供体制に応じ、柔軟に対応します。

## 2 乳幼児・児童数の推移・推計

当町の乳幼児・児童数は減少傾向にあり、平成31年（2019年）では1,527人となっています。今後の推計においても乳幼児・児童数は減少傾向となり、令和6年（2024年）では1,424人となることが見込まれています。

■乳幼児・児童数の推移・推計

(人)

| 年齢  | 推移        |           |           |           |           | 推計       |          |          |          |          |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
|     | 平成<br>27年 | 平成<br>28年 | 平成<br>29年 | 平成<br>30年 | 平成<br>31年 | 令和<br>2年 | 令和<br>3年 | 令和<br>4年 | 令和<br>5年 | 令和<br>6年 |
|     | 2015年     | 2016年     | 2017年     | 2018年     | 2019年     | 2020年    | 2021年    | 2022年    | 2023年    | 2024年    |
| 0歳  | 118       | 107       | 113       | 105       | 101       | 105      | 104      | 103      | 101      | 100      |
| 1歳  | 125       | 122       | 116       | 118       | 109       | 107      | 111      | 110      | 109      | 107      |
| 2歳  | 129       | 116       | 129       | 118       | 122       | 110      | 108      | 112      | 111      | 110      |
| 3歳  | 122       | 126       | 115       | 132       | 120       | 123      | 110      | 108      | 112      | 112      |
| 4歳  | 127       | 122       | 130       | 117       | 127       | 120      | 123      | 111      | 108      | 112      |
| 5歳  | 141       | 124       | 129       | 131       | 126       | 131      | 124      | 127      | 114      | 112      |
| 6歳  | 139       | 137       | 130       | 131       | 134       | 128      | 133      | 126      | 129      | 116      |
| 7歳  | 146       | 136       | 140       | 131       | 133       | 135      | 128      | 134      | 126      | 129      |
| 8歳  | 161       | 153       | 137       | 140       | 131       | 135      | 137      | 130      | 135      | 128      |
| 9歳  | 171       | 161       | 152       | 136       | 137       | 130      | 134      | 135      | 129      | 134      |
| 10歳 | 178       | 176       | 159       | 153       | 134       | 137      | 130      | 134      | 136      | 129      |
| 11歳 | 165       | 177       | 174       | 158       | 153       | 133      | 136      | 129      | 134      | 135      |
| 合計  | 1,722     | 1,657     | 1,624     | 1,570     | 1,527     | 1,494    | 1,478    | 1,459    | 1,444    | 1,424    |

資料：平成27年（2015年）～平成31年（2019年）実績値…住民基本台帳（各年4月1日現在）  
令和2年（2020年）～令和6年（2024年）推計値

…実績値を基にしたコーホート変化率法により算出



### 3 教育・保育量の見込み

安心して子どもを預けることができる幼稚園・保育施設の充実に向け、子どもの受け皿の整備を図ります。

#### (1) 1号認定

町内の幼稚園・認定こども園において、教育事業を提供します。

##### ■ 1号認定

(人)

| 区分                     | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                        | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み                | 146    | 139    | 135    | 130    | 130    |
| ② 確保方策                 | 146    | 139    | 135    | 130    | 130    |
| 幼稚園等                   | 55     | 52     | 51     | 49     | 48     |
| 確認を受けない幼稚園             | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| 幼稚園及び預かり保育<br>(長時間・通年) | 91     | 87     | 84     | 81     | 82     |
| ③ 過不足 (②-①)            | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

#### (2) 2号認定

町内の保育園・認定こども園において、保育事業を提供します。

##### ■ 2号認定

(人)

| 区分                     | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                        | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み                | 213    | 204    | 197    | 192    | 192    |
| ② 確保方策                 | 213    | 204    | 197    | 192    | 192    |
| 保育所等                   | 213    | 204    | 197    | 192    | 192    |
| 幼稚園及び預かり保育<br>(長時間・通年) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |
| ③ 過不足 (②-①)            | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

### (3) 3号認定

町内の保育園・認定こども園において、保育事業を提供します。

#### ■ 3号認定

(人)

| 区分         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み    | 128    | 128    | 130    | 128    | 127    |
| ② 確保方策     | 128    | 128    | 130    | 128    | 127    |
| ③ 過不足(②-①) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

## 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

### (1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所において、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### ■ 利用者支援事業

(か所)

| 区分         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み    | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| ② 確保方策     | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| ③ 過不足(②-①) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

### (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児や保護者同士が交流する場所を開設し、子育てに関する相談や情報提供、助言等の支援を行う事業です。

#### ■ 地域子育て支援拠点事業

(人日)

| 区分         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み    | 2,882  | 2,891  | 2,909  | 2,873  | 2,837  |
| ② 確保方策     | 2,882  | 2,891  | 2,909  | 2,873  | 2,837  |
| ③ 過不足(②-①) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康維持・増進を図るため、妊婦の健康状態の把握や検査計測、保健指導を実施する事業です。

#### ■妊婦健康診査

(人)

| 区分         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み    | 105    | 104    | 103    | 101    | 100    |
| ② 確保方策     | 105    | 104    | 103    | 101    | 100    |
| ③ 過不足(②-①) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

### (4) 新生児訪問指導(乳児家庭全戸訪問事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握する事業です。

#### ■新生児訪問指導(乳児家庭全戸訪問事業)

(人)

| 区分         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み    | 105    | 104    | 103    | 101    | 100    |
| ② 確保方策     | 105    | 104    | 103    | 101    | 100    |
| ③ 過不足(②-①) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

### (5) 養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、適切な養育の実施につなげる事業です。

#### ■養育支援訪問事業・その他要保護児童等の支援に資する事業

(人)

| 区分         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み    | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
| ② 確保方策     | 2      | 2      | 2      | 2      | 2      |
| ③ 過不足(②-①) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に対し、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

■子育て短期支援事業（ショートステイ）

（人日）

| 区分         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み    | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| ② 確保方策     | 1      | 1      | 1      | 1      | 1      |
| ③ 過不足（②－①） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や児童の預かり等の援助を受けることを希望する保護者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

（人日）

| 区分         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み    | 1,052  | 1,052  | 1,039  | 1,040  | 1,016  |
| ② 確保方策     | 1,052  | 1,052  | 1,039  | 1,040  | 1,016  |
| ③ 過不足（②－①） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園や幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点等の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■一時預かり事業

（日）

| 区分         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み    | 437    | 427    | 421    | 411    | 410    |
| ② 確保方策     | 437    | 427    | 421    | 411    | 410    |
| ③ 過不足（②－①） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

## (9) 延長保育事業（時間外保育事業）

利用日や利用時間以外の日や時間において、認定こども園や保育園等で保育認定を受けた子どもの保育を実施する事業です。

### ■延長保育事業（時間外保育事業）

(人)

| 区分          | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み     | 200    | 196    | 193    | 189    | 188    |
| ② 確保方策      | 200    | 196    | 193    | 189    | 188    |
| ③ 過不足 (②－①) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

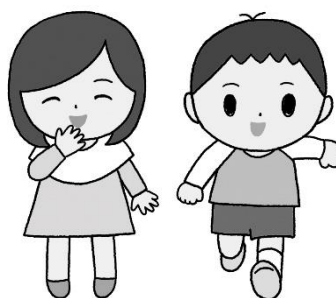
## (10) 病児・病後児保育事業

病院や保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に病児に対する保育等を実施する事業です。

### ■病児・病後児保育事業

(人日)

| 区分          | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|             | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み     | 10     | 10     | 10     | 10     | 10     |
| ② 確保方策      | 10     | 10     | 10     | 10     | 10     |
| ③ 過不足 (②－①) | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |



## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の就労等により、昼間留守家庭の児童が放課後や学校の長期休み等において、遊びや生活の場として過ごすことのできる場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

また、新・放課後子ども総合プランを踏まえ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な提供へ向けた検討を進めます。

### ■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

(人)

| 区分         | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 |
| ① 量の見込み    | 428    | 428    | 424    | 422    | 409    |
| 小学1年生      | 104    | 108    | 103    | 105    | 95     |
| 小学2年生      | 99     | 93     | 98     | 92     | 94     |
| 小学3年生      | 86     | 88     | 83     | 86     | 82     |
| 小学4年生      | 66     | 68     | 69     | 66     | 68     |
| 小学5年生      | 53     | 51     | 52     | 53     | 50     |
| 小学6年生      | 20     | 20     | 19     | 20     | 20     |
| ② 確保方策     | 428    | 428    | 424    | 422    | 409    |
| ③ 過不足（②－①） | 0      | 0      | 0      | 0      | 0      |

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国の動向に応じ、必要な助成を実施します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

サービス提供の必要性に応じ、事業者からの参入希望等を調査し、事業を展開します。

## 第 6 章 計画の推進体制

## 1 計画の推進・進行管理体制

### （１）庁内関係部局の連携

本計画に基づく子ども・子育て支援対策推進のため、保健・福祉・教育分野を超えて、環境・まちづくり等、庁内の幅広い分野の関係各課の連携を図ります。

### （２）計画推進のための外部機関における検討

「御代田町児童福祉施設事業運営委員会」において、本計画に基づく施策・事業の進捗状況の確認や実施後の評価を行い、庁内各課との連携により、必要に応じて計画の見直し等を行います。

### （３）計画の周知と全町的な取り組みの推進

本計画の目標や施策の内容について、各種媒体を通じて広く町民や関係機関に情報提供し、その周知を図ります。

## 2 関係機関相互の連携

本計画の目標達成のためには、行政だけでなく、あらゆる関係機関・団体、住民との連携が必要です。このため、町内の子どもに関わる組織や団体、関係機関と情報を共有化し、教育や医療等専門的な人材の育成・研修・研究の支援を行い、また、子育て世代に関わる町内のNPO組織の設立を促進し、協働の取り組みを推進します。



## 資料編

# 1 計画の策定経過

## ■計画の策定経過

| 時期                                               | 内容                                                                     |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 平成30年（2018年）<br>12月20日<br>～平成31年（2019年）<br>1月10日 | 御代田町子ども・子育て支援に関するアンケート調査の実施                                            |
| 令和元年（2019年）<br>8月7日                              | 第1回御代田町児童福祉施設事業運営委員会<br>○御代田町保育料の改定について<br>○第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画概要について |
| 令和元年（2019年）<br>8月30日                             | 御代田町子育てCafeワークショップの開催                                                  |
| 令和元年（2019年）<br>9月26日                             | 第2回御代田町児童福祉施設事業運営委員会<br>○第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について                 |
| 令和元年（2019年）<br>12月26日                            | 第3回御代田町児童福祉施設事業運営委員会<br>○第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画（素案）について                  |
| 令和2年（2020年）<br>2月27日                             | 第4回御代田町児童福祉施設事業運営委員会<br>○第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画（案）について                   |

## 2 御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例

○御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例

昭和40年2月10日条例第2号

御代田町児童福祉施設事業運営委員会設置条例  
(設置)

第1条 御代田町児童福祉施設「御代田町保育所」及び「御代田町児童館」の合理的な経営と円滑な発展をはかるため、御代田町児童福祉施設事業運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、児童福祉施設の運営に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、又は必要ある時は町長に建議するものとする。

2 委員長は、町長の諮問事項について審議が終了したときは、速やかに町長に答申するものとする。

(定数及び任命)

第3条 委員会は10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 民生委員を代表する者 2名
- (2) 区長会を代表する者 2名
- (3) 公立保育園保護者会を代表する者 2名
- (4) 児童クラブ保護者会を代表する者 2名
- (5) 私立児童福祉施設を代表する者 2名以内

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠により選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(正副委員長の選出)

第5条 委員会に正副委員長各1名を置き委員の互選により選出する。

(正副委員長の任務)

第6条 委員長は委員会を総理し委員会の議長を兼ねる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代理する。

附 則

この条例は、公布の日より施行する。

附 則（昭和43年3月30日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年9月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月26日条例第4号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日条例第15号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月10日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月14日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年6月13日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 御代田町児童福祉施設事業運営委員会委員名簿

■御代田町児童福祉施設事業運営委員会委員名簿

(敬称略・順不同)

| 区分   |             | 所属・役職    | 氏名    |
|------|-------------|----------|-------|
| 1号委員 | 民生児童委員代表    | 会長       | 内堀 隆久 |
| 1号委員 | 民生児童委員代表    | 副会長      | 土屋 一男 |
| 2号委員 | 区長会代表       | 会長       | 内堀 憲司 |
| 2号委員 | 区長会代表       | 副会長      | 土屋 敏一 |
| 3号委員 | 公立保育園保護者会代表 | 雪窓保育園    | 一噌 稚那 |
| 3号委員 | 公立保育園保護者会代表 | やまゆり保育園  | 萩原 美鈴 |
| 4号委員 | 児童クラブ保護者会代表 | 東原児童館    | 坂口 肇  |
| 4号委員 | 児童クラブ保護者会代表 | 大林児童館    | 前田 朋美 |
| 5号委員 | 私立保育園代表     | 保育園つくしんぼ | 三嶋 道子 |
| 5号委員 | 私立保育園代表     | たんぽぽ保育園  | 丸山 久子 |



---

第2期御代田町子ども・子育て支援事業計画  
一みよたっ子育成 ひだまりプラン

発 行：御代田町

編 集：御代田町 町民課 こども係

住 所：〒389-0292

長野県北佐久郡御代田町大字馬瀬口 1794 番地 6

電 話：0267-32-3114

発行年月：令和2年（2020年）3月

---